

LIBRA 2021年 11 月号

〈特集〉

東京地裁書記官に訊く—交通部編(2021年版)—

〈新連載〉

東弁今昔物語～150周年を目指して～

〈インフォメーション〉

2022年度各種委員会委員／各種法律相談担当者／オアシス名簿・成年後見人名簿登録者の募集案内



四阿山・根子岳



四阿山 (あずまやさん) / 標高 2354m



根子岳 (ねこだけ) / 標高 2207 m



秋の名残りと冬の気配のひとコマです。長野県の菅平牧場を起点に，四阿山と根子岳を周回するコースは，眺望と笹原の山歩きを堪能することができます。運動不足解消とリフレッシュにいかがでしょう。

会員 佐藤 顕子 (62 期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2021年11月号

特 集

02 東京地裁書記官に訊く

— 交通部編 (2021年版) —

- 第1 東京地方裁判所民事第27部 (交通部) の概要
- 第2 訴訟提起段階から係属中の留意点
- 第3 終了段階における留意点
- 第4 最後に
資料

新 連 載

- 23 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第1回 REKIKEN～150周年へ向けてキックオフ！ 柴垣明彦

連 載 等

- 17 「会員サポート窓口」のご案内 原 哲男
- 18 常議員会報告 (2021年度 第5回)
- 19 東京弁護士会市民会議
第51回 ① 東京弁護士会の対外広報について
② 弁護士は利用しやすくなってきたか？
- 20 理事者室から：論言？汗のごとし 三澤英嗣
- 21 新型コロナウイルスのもとで Part2～こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)～
vol.3 コロナ禍の司法修習～委員の想いをのせて～ 岩井 翼
- 22 人権問題最前線
第4回 2021沖縄シンポジウム「沖縄とともに一慰霊の日を迎えて」 市川洋樹
- 24 2期連続の黒字決算！ 東弁財政改革はここまで進んでいる
財政改革実現ワーキンググループ
- 26 近時の労働判例
第99回 最判令和3年5月17日(建設アスベスト訴訟事件(神奈川訴訟)) 二宮 靖
- 28 刑弁でGO！
第97回 裁判員裁判「非対象」事件で整理手続を活用する 徳永裕文
- 30 わたしの修習時代：29期 湯島時代 高井和伸
- 31 73期リレーエッセイ：弁護士としての成長のために 石田雅海
- 32 お薦めの一冊：『最悪の予感 パンデミックとの戦い』 木山 悠
- 33 コーヒーブレイク：ねこ3匹とひと1人 小南あかり
- 34 むつみ会へようこそ 会員募集中
- 35 会長声明
- 41 インフォメーション

東京地裁書記官に訊く

— 交通部編 (2021年版) —

今回の特集は、8年ぶりとなる「書記官に訊く」シリーズの「交通部」編です。

前回特集(2013年8月号)*1は、当会会員のみならず、多くの法曹関係者から注目を集めました。

ただ、前回特集後、いわゆる債権法改正が実現し、この改正規定は既に2020年4月から施行されています。

また、現在、東京地裁交通部では新型コロナウイルス感染拡大防止などのために、ウェブ会議方式による争点整理手続が積極的に活用されています。

さらに、2021年4月から、東京地裁交通部は、一覧表を活用した審理を導入し、主張書面・一覧表のモデル書式のデータのウェブ*2上での提供も開始しています(なお、東京地裁ウェブサイトでは、書式の他に、一覧表を活用した審理手続の概要や注意事項等の説明も掲載されておりますので、是非本特集とあわせてご参照ください)。

このような前回特集時からの状況の変化を踏まえ、LIBRA編集会議から東京地裁交通部書記官に前回特集のアップデートについて相談したところ、ご快諾いただくことができました。ご執筆いただいた書記官の皆様には、この場を借りて御礼申し上げます。

本特集が、前回特集に引き続き、会員の皆様の執務のご参考になれば幸いです(なお、本特集に掲載されているURLは、すべて2021年9月30日時点のものです)。

*1 https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2013_08/p02-25.pdf

*2 https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/vcmsFolder_1545/vcms_1545.html

LIBRA編集会議 志賀 晃, 小峯 健介, 濱島 幸子

CONTENTS

第1 東京地方裁判所民事第27部(交通部)の概要	3頁
1 はじめに	
2 事件処理の状況	
3 事件の内容等	
第2 訴訟提起段階から係属中の留意点	3頁
1 モデル訴状, 答弁書, 準備書面の紹介	
2 ITツールを利用した争点整理の新たな運用	
3 その他の留意事項	
第3 終了段階における留意点	8頁
1 事前の連絡	
2 和解成立までに準備をお願いしたいもの	
3 裁定和解	
4 猶予を受けている手数料等の納付	
第4 最後に	8頁
資料(1~7)	9頁

第1 東京地方裁判所 民事第27部(交通部)の 概要

1 はじめに

東京地方裁判所民事第27部は、当庁の民事訴訟事件係において受け付けた事件のうち、交通事故に関する事件のみを取り扱う専門部です。

令和3年4月時点において、裁判官14名、書記官17名（主任書記官3名、書記官14名）、速記官2名及び事務官3名、単独事件を担当する係が12係（1・2・3・4・5・6・7・A・B・C・D・E）、合議事件を担当する係が5係（甲1・2・3、乙A・B）で審理にあたっています。

2 事件処理の状況

(1) 新受事件

当部における令和2年の交通訴訟の新受件数は、1940件で、令和元年の2190件から11.4%減少しました。これは、明らかにコロナ禍の影響によるもので、東京地裁民事部の通常訴訟の新受件数も、令和2年は前年より約6.1%減少しています。

(2) 既済件数・未済件数

当部における令和2年の交通訴訟の既済件数は、1838件で、令和元年の2156件から14.7%減少しました。昨年4月の緊急事態宣言下における審理の停止により、新受件数以上にコロナ禍の影響があったものと考えられます。既済事件を終局内容別に見ますと、判決が15.5%、和解が72.7%、取下げその他が11.8%となっており、当部における和解率は、ここ数年70%を超える高水準が維持されています。

令和2年の未済件数の推移を見ますと、3月末時点で1592件であったものが、8月末には1935件まで増加し、その後徐々に審理が再開されたことにより、12月末には1759件まで減少しました。ただ、

令和元年12月末の未済件数（1657件）と比較しますと、6.2%増加しています。

3 事件の内容等

当部が担当する事件には、①交通事故の被害者が、加害者に対し、不法行為責任（民法709条、715条、719条等）又は自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という）3条の運行供用者責任に基づき損害賠償を請求する事件、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という）の保険会社に対し、自賠法16条に基づき直接請求する事件及び加害者側が締結していた任意保険の保険会社に対し、保険約款等に基づき直接請求する事件などの損害賠償請求事件、②保険会社が、被害者に対して保険金を支払ったことにより、加害者に対し、保険代位に基づき損害賠償を請求する求償金請求事件、③加害者が、被害者に対し、損害賠償債務が存在しないこと（又は損害賠償債務が一定額を超えて存在しないこと）の確認を求める債務不存在確認請求事件などがあります。

なお、車両が関係する事故であっても、車両の運行に起因するとはいえない事故、例えば、車両の走行中、投石等により乗客が負傷した事故、停車中の電車・バス内で滑って転んだ事故、駐車場内に駐車中の車両のドアが隣の車両に当たった事故などは、当部ではなく、通常部で取り扱っています。

第2 訴訟提起段階から 係属中の留意点

1 モデル訴状、答弁書、準備書面の 紹介

(1) 経緯

これまで、民事交通訴訟の訴状には、損害額一覧表が添付されているものと添付されていないものがあり、請求原因に対する被告の認否も、例えば

請求原因の1項は否認、2項は不知などと文章で記載されていることが多く、当部の担当裁判官は、審理を進めるに当たり、自分の手控えとして、損害額の主張対比表を別途作成するのが通常でした。そして、争点整理手続を進めるに当たって、一部の裁判官はその主張対比表を当事者双方に示しつつ争点を確認することを試みていましたが、多くは、口頭で要点を双方に伝えるにとどまり、代理人において、それぞれ手元の計算書とどこが違うのかを確認しながら補充の主張立証の要否を検討されていたようです。

しかし、迅速かつ的確に争点整理を行うには、訴訟の初期の段階から当事者双方と裁判所の三者が主張対比表を共有するなどして、争点が何であり、その軽重はどのようになっているのか、立証がどの程度されているのかなどについて共通認識を形成することが有益であると考えられます。

そこで、当部では、当事者双方と裁判所との三者間で簡便に認識を共通させるためのツールとして、一覧表を別表として用いるモデル訴状、答弁書、準備書面を作成し、利用をお願いすることとしました。

（2）一覧表の活用方法

まず、訴状（資料1）に、事案の概要及び損害額を記載した一覧表を添付していただきます。これらには、請求原因事実のうち、定型的な記載になじむ内容のものを全て記載していただき、訴状本文では、一覧表を引用することにより、二重に記載していただく手間を省きます。そして、訴状本文には、事前交渉の経過などから予想される争点について、具体的に記載していただきます。一覧表のデータは、訴状提出後、適宜の方法により裁判所に提供していただくこととなりますので、担当書記官に提出方法をご確認いただければと思います。

また、訴状には、事前交渉の際に被告に代理人弁護士が就いていた場合、その氏名や事務所名を記載していただきたいと思います。これにより、裁判所において被告代理人に受任予定の有無を確認し、

訴状を本人に送達するか、受任した代理人に交付するかを判断することができ、以後の手続を迅速に進めることができます。

被告に代理人が就いた場合、可能であれば、訴状添付の一覧表のデータを原告代理人から被告代理人に対し適宜の方法で交付していただきます。そして、答弁書における請求原因に対する認否は、一覧表の被告側主張欄に記入するとともに、主な争点に関する主張は答弁書本文に記載していただきます（資料2）。一覧表で認否を行うことにより、認否の漏れを防止するとともに、主張や書証の追完の要否を明確にすることができます。一覧表のデータは、裁判所と原告側に提供していただくようお願いいたします。

そして、主な争点に関しては、その後準備書面で詳細な主張のやり取りを行い、審理の途中で損害額に係る主張や認否が変更されることになった場合には、変更内容を反映した一覧表を準備書面に添付していただくことにより、その時点における主張の対立状況を常に一覧できるようにしておきます。審理の途中で既払金などが判明した場合にも、これを一覧表に記載し、原告の請求金額にどのような影響を及ぼすのか、変更後の主張に対する認否漏れがないかなどについて、明確に把握できるようにします。準備書面のモデルは、資料3のとおりです。

なお、原告、被告とも、訴状や答弁書の段階から、一覧表には主張の根拠となる書証番号を必ず記載していただきたいと思います。これにより、立証あるいは反証の要否を互いに把握することができます。

このようにして一覧表が埋められるとともに、主な争点に関する主張や証拠の提出が行われれば、争点整理が終了することになりますが、その過程で裁判所が和解勧誘を行う場合には、一覧表を基に和解案を作成してお示しすることが考えられます。

（3）モデル書式の提供

以上が一覧表を利用した審理手続の概要です。代表的な訴訟物である損害賠償請求事件の傷害事案のモデルを用いて説明させていただきました。

訴状本文の書式は、このほか、保険代位による求償金請求事件のもの（資料4-1）及び債務不存在確認請求事件のもの（資料4-2）を東京地裁のウェブサイト（裁判所ウェブサイト・トップ＞各地の裁判所＞東京地方裁判所／東京簡裁以外の都内簡易裁判所＞裁判手続きを利用する方へ＞民事第27部（交通部））*1に掲載しております。訴訟物については、これら以外にも、共同不法行為者間の求償金請求、同請求権の保険代位による行使など、3つのモデルに当てはまらないものもありますので、本文の記載に当たっては訴訟物が何であるかにご注意いただき、要件事実に漏れないようにお願いいたします。

また、一覧表の書式は、モデルの傷害事案のほか、死亡事案のもの（資料5-1）及び物損事案のもの（資料5-2）も同様に東京地裁のウェブサイトに掲載しております。人損と物損を合わせて請求する場合がありますが、これらは訴訟物が異なることがあり、既払金の充当の誤りを防止するためにも、人損と物損で表を分けております。両者の損害を合わせて請求する場合には、それぞれの既払金の充当後に合計額を計算して請求額とするという方法で利用していただければと思います。

一覧表を用いた審理は、本年4月から、原則として新たに当部に係属する全事件で行っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

2 ITツールを利用した争点整理の新たな運用

(1) 概要

民事訴訟に関する裁判手続きのIT化を進めるため、当部では、令和2年7月から、「フェーズ1」における取組として、現行法の下でウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用を開始しています。

(2) 書面による準備手続

近時当部に係属した事件では、答弁書が提出された段階で、争点整理のために複数回書面をやり取りすることが必要な事件については、その多くが書面による準備手続に付されています。そして、その手続の過程で、適宜協議の日時が定められ、ウェブ会議の方法により協議が実施されています。訴訟の早い段階から書面による準備手続に付し、ウェブ会議の方法により協議を実施するという運用は、当部では広く浸透しており、令和3年に入ってから、一月当たり300～500件の期日等が実施されています。引き続きIT機器を利用した争点整理にご協力をお願いいたします。

なお、準備書面や書証は、従前どおり、紙媒体で提出していただくことになります。書面による準備手続においては、準備書面の陳述や書証の取調べはできませんので、準備書面の陳述等は、書面による準備手続が終結した後に開かれる口頭弁論又は弁論準備手続の期日において行っていただくことになります。

また、争点整理手続をウェブ会議の方法により行う場合であっても、争点整理手続の進行状況や内容によっては、裁判所に出頭していただいて争点整理を行うことが相当な場合もあり得ますので、その点はお含みおきください。

3 その他の留意事項

(1) 改正民法施行に伴う留意点

令和2年4月に施行された改正民法には、民事交通訴訟に関わりの大きいと思われる法定利率、消滅時効、相殺、連帯債務に関する事項などがありますが、特にご留意いただきたい点は、遅延損害金です。

遅延損害金について、改正民法では、法定利率が変動制とされたことに伴い、いつの時点の法定利率を用いるかが問題となりますが、この点は明文の規定が設けられ、金銭債務の遅延損害金の算定は

*1 https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/vcmsFolder_1545/vcms_1545.html

「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率」によるとされました（改正民法419条1項）。

不法行為による損害賠償債務については、一般に、不法行為時に直ちに遅滞に陥るものと解されていますので、交通事故により損害を被った被害者が加害者に対して賠償を求める場合には、「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点」は事故時を指すこととなり、事故時の法定利率によって遅延損害金を算定することとなります。

また、民事交通訴訟では、車両保険や人身傷害保険の保険金を支払った保険会社が加害者に対して損害元金及び遅延損害金の支払を求める、いわゆる求償金請求の事案も多くありますが、このような事案では、通常、被害者が有していた不法行為による損害賠償請求権について保険法25条に基づいて被害者に代位したことを根拠として請求されますので、保険会社が行使する権利は、代位取得した被害者の加害者に対する不法行為による損害賠償請求権であることとなります。そうすると、保険会社が当該損害賠償請求権を代位取得して行使する場合にも、事故時の法定利率によって遅延損害金を算定することとなります。なお、このような求償金請求の事案では、保険金支払日（支払が複数回にわたる場合にあっては最終支払日）の翌日以降の遅延損害金の支払が請求されるのが一般的ですが、それは保険金支払日に遅滞に陥るからではなく、事故時から保険金支払日までの遅延損害金は代位の範囲外であるため保険会社が取得することができないことによるものですので、保険金支払日の法定利率によって遅延損害金を算定することにはならないと考えられます。

これに対し、民事交通訴訟では、共同不法行為者間の求償債務が問題となることもあります。この求償債務については、期限の定めのない債務とみて、遅延損害金の起算日を求償金支払催告日の翌日とした判例（最高裁平成10年9月10日第一小法廷判決・民集52巻6号1494頁）がありますので、催告日の翌日の法定利率によって遅延損害金を算

定することとなります。訴状作成に当たっては、これらの点にご留意ください。

また、中間利息控除についても、法定利率が変動制とされたことに伴い、将来の逸失利益や将来の介護等の費用についての損害額を算定するに当たって、いつの時点の法定利率を用いるべきかが問題となりますが、改正民法では、「その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率」によってすることと規定されています（改正民法722条1項、417条の2）。したがって、中間利息控除は事故時の法定利率によってすることとなります（以上につき、前田芳人「民事交通訴訟における債権法改正の影響」（公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準」（いわゆる「赤い本」）2020年（令和2年）版下巻所収）を参照）。ライプニッツ係数表参照時にはご留意ください。

（2）訴え提起時における一般的な留意事項

以下の点については、今までもお願いしていることですが、引き続きご協力をお願いします。

ア 管轄について

当事者双方の住所地及び交通事故発生場所のいずれも当庁の管轄にないにもかかわらず、交通事故に関する事件の専門部があり、相手方の訴訟前の代理人の事務所が東京にあるという理由だけで当庁に訴訟提起をされる場合も少なくありません。しかし、管轄合意書がなければ、速やかに移送されることがありますので、管轄合意がある場合には、合意書（相手方に代理人が就いている場合にはその委任状も）を必ずご提出ください。

イ 訴状の記載等について

（ア）当事者が未成年者の場合には、法定代理人（共同親権の場合には父母両名）の記載が必要であり、代理権を証する戸籍謄本などの証明書の添付や法定代理人名義の委任状が必要となります。なお、未成年者が成年に達した場合は、改めて委任状を

取り直して提出していただく必要があります。また、当部の取扱いとして、資格証明書については訴え提起前3か月以内のもの、訴訟委任状については訴え提起前6か月以内のものを提出していただいております。

- (イ) 請求の趣旨は、原告又は被告が単数か複数かをよく確認した上で記載してください。被告が複数であるにもかかわらず「被告は」となっていたり、「連帯」又は「各自」という記載が漏れていたりすることがあります。
- (ウ) 原告が被害者の損害賠償請求権を相続したことを理由とする場合には、相続関係図を付けて、必要な戸籍（被害者の出生から死亡まで連続したもの）を提出してください。
- (エ) 当部に係属中の事件への併合を希望する場合には、必ず、訴状提出の際に、事件番号を明記してその旨を記載するか、上申書を添付してください。

(3) 書証の提出について

多くの事案では、過失相殺の前提として事故態様が問題となるほか、原告主張の症状の外傷起因性や、治療の必要性・相当性に関係して、事故により身体に加わった外力の部位や程度が問題となります。裁判官にとっては、具体的な事故状況を図面や画像で確認することができた方が、文字での説明のみの場合よりもリアルに、事故の状況を理解することができますので、事故現場や事故車両の写真、ドライブレコーダー等の客観的資料が存在するときは、できるだけ早期にご提出ください。

これに限らず、主張書面を提出される際には、当該主張事実を裏付ける客観的証拠があれば、主張書面において当該書証を引用した上、当該書証とこれによって裏付けられる事実を明確に記載した証拠説明書を同時に提出していただくようお願いいたします。特に、刑事記録、診療録等の大部の書証については、書証に頁番号を付した上、主張書面においても該当頁を引用してください。なお、当部では、書証の提出にあたってご協力いただきたい事項をまと

めた書面（資料6）を作成し、書記官室カウンターに備え置いております。送付嘱託により送付を受けた文書を書証とする場合には、証拠説明書の文書の標目に「(送付嘱託)」と追記することなど、書証の整理に有益となる種々のお願いを記載しておりますので、是非、ご一読ください。

(4) 送付嘱託に基づく送付文書の交付について

当部においては、医療機関等を嘱託先とする送付嘱託は、原則として、送付文書を写しにより送付するよう依頼し、その作成費用を申立人の負担とする取扱いをしています。

嘱託先から送付された文書は、本来であれば、裁判所で保管し、申立人が閲覧・謄写をして、書証として提出していただくこととなります。しかし、医療記録は枚数が多く、レントゲンフィルム等は、1枚の写しを作成するのにかなりの費用がかかるため、その写しの作成費用を申立人に負担していただいておりますので、原則的な運用によれば、送付嘱託の申立人は、裁判所へ送付される分と申立人側で使用する分の2つ分の写しの作成費用を負担することになります。そこで、写しの作成に要する手間と費用を軽減するために、医療機関等を嘱託先とする場合には、①写しにより送付されたものであること、②嘱託先への返還が不要であること、③交付が相当でないと認められる特段の事由がないこと、④当事者双方に代理人弁護士がついていること、⑤申立代理人が留意事項（資料7）を了承の上で交付方式の申出をすること、⑥相手方代理人が同意していることという要件を満たす場合には、送付文書を申立代理人弁護士に交付する運用を行っています。ただし、交付を受けた後も、尋問、鑑定等訴訟の審理のために必要な場合その他裁判所が必要と認める場合や相手方当事者において使用が必要がある場合には速やかに貸与することなど、送付文書の取扱いについては交付後も裁判所の指示に従っていただきます。

交付の方式については、当部の書記官室での直接交付に限ることとしております。

第3 終了段階における留意点

1 事前の連絡

裁判所から提示した和解案の受諾の可否、当事者間で合意することができた和解条項等については、期日前に書面又は電話でお知らせください。

2 和解成立までに準備をお願いしたいもの

訴訟が和解で終了する場合には、次の書類等の準備にご協力ください。

- (1) 振込口座を記載した書面
- (2) 利害関係人が参加する場合は、利害関係人参加申出書、資格証明書（利害関係人が法人であるとき）、訴訟委任状（代理人が出頭するとき）
- (3) 成年後見人に後見監督人が選任されている場合は、後見監督人の同意書（訴え提起自体にも同意書が必要です）
- (4) 地方公共団体が当事者である場合は、原則として議会の決議が必要であるため、議会の承認を得た旨の書面
- (5) 訴え提起時に未成年者であった当事者が和解成立時に成年に達している場合には、成年に達した当事者からの訴訟委任状
- (6) 当事者の住所変更又は法人の代表者の変更がある場合はそれらを証する書面及びその旨を記載した上申書

3 裁定和解

当部では、弁論準備手続、書面による準備手続を問わず、争点整理の過程で和解による解決が可能となった場合に、当事者双方に出頭していただく必要のない裁定和解（民訴法265条）の方法も活用しています。裁定和解は、当事者の共同の申立てがあるときに裁判所が適当な和解条項を定め、これを

告知することにより、告知の時点で和解が調ったものとみなされる手続ですが、当部では、当事者双方が関与して和解内容を事実上決めた段階で、双方から共同の申立てをしていただき、その内容を裁判所が定める和解条項として告知するという方法を取っています。したがって、和解の内容については、通常の和解と同様、当事者双方の合意の上で決められるものとなっています。

なお、和解調書正本の送達申請については、通常の和解では、書記官の面前で口頭申述していただき、それを調書化した上で送達を実施しておりますが、裁定和解において、和解条項の告知を特別送達やファクシミリ送信の方法によった場合は送達申請の口頭申述ができないので、送達を希望される際には書面で送達申請をしていただく必要があることにご留意ください。

4 猶予を受けている手数料等の納付

訴訟救助により訴え提起手数料等の猶予を受けている場合は、和解成立後、速やかに猶予した費用を任意納付してください。

第4 最後に

以上、当部に関する近時のトピックをご説明しながら、様々なお願いもいたしました。書記官室一同、裁判官と協働して、民事交通訴訟の審理の充実促進を支えるべく努力を続けてまいりますので、弁護士の皆様には、引き続きご協力くださるよう、お願いいたします。

資料1a 訴状モデル（本文・損害賠償）（1枚目）

資料1：訴状モデル（損害賠償請求事件・傷害事案）	
訴 状	
令和○年○月○日	
東京地方裁判所民事第27部 御中	
原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印	
当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり	
損害賠償請求事件	
訴訟物の価額	○○円
貼用印紙額	○○円
第1 請求の趣旨	
1	被告らは、原告に対し、連帯して、○○円及びこれに対する令和○年○月○日から支払済みまで年○分の割合による金員を支払え。
2	訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。	
第2 請求の原因	
1	別紙「事案の概要」及び別紙「損害額一覧表」記載のとおり。
2	事前交渉の経過に鑑み、本件で予想される争点等につき、次のとおり補足する。
(1)	事故態様 ・・・
(2)	後遺障害
1	

資料1a 訴状モデル（本文・損害賠償）（2枚目）

・・・	
3	よって、原告は、被告○○に対しては民法709条に基づき、被告○○に対しては自賠法3条に基づき、連帯して、損害賠償金○○円及びこれに対する不法行為の日である令和○年○月○日から支払済みまで民法所定の年○分の割合による遅延損害金の支払を求める。
第3 本訴に至る経緯の概要	
1	本件事故後、原告は、被告らが自動車保険契約を締結していた○○保険株式会社（代理人弁護士：○○法律事務所、○○弁護士）を通じて、被告らと交渉を行ってきた。
2	被告側からは、令和○年○月○日、・・・との提案がなされたが（甲○）、到底受け入れられるものではなかったため、やむなく本訴を提起した。
なお、本訴についても、被告らには上記弁護士が受任予定と聞いている。	
証拠方法 令和○年○月○日付け証拠説明書記載のとおり	
附属書類 （略）	
以上	
2	

資料1b 訴状モデル（一覧表・傷害）【別紙1】

原告 ○○	被告 ○○、○○		
事案の概要			
(1) 事故の発生			
項目	原告側の主張	証拠	
日時	RO.OO ○.OO 頃	甲●：事故証明	
場所	東京都○区○丁目○番○号	同上	
関係車両	原告車 ○○自動車 運転者：○○ 登録番号：○○○○	同上	
	被告車 ○○自動車 運転者：○○ 所有者：○○	同上、甲●：登録事項証明	
態様	交差点を直進しようとした原告車と、その左方交差点道路から一時停止規制を無視して交差点を直進しようとした被告車が、出会い頭に衝突した。	甲●：実況見分	
(2) 責任原因			
被告○○	民法709条（○○義務違反、前方不注意）		
被告○○	自賠法3条		
(3) 受傷内容等			
受傷者	○○	生年月日：HO.OO.生（事故時●歳） 職業：・・・	
傷病名	・・・	甲●	
治療経過	医療機関名	入院/通院 開始 終了 入院 実通院	
	○○病院	入院 RO.OO RO.OO .. -	甲●
	同	通院 RO.OO RO.OO - ..	甲●
	○○整形外科	通院 RO.OO RO.OO - ..	甲●
		計 RO.OO RO.OO	
症状固定日	○○部 RO.OO（事故から●月、固定時●歳）	甲●	
	○○部 RO.OO（事故から●月、固定時●歳）	甲●	
後遺障害	自賠責の等級認定 ・・・ ●級●号（・・・もの）	甲●	
	原告側の主張 ・・・ ●級●号（・・・もの）	甲●	

資料1b 訴状モデル（一覧表・傷害）【別紙2】

原告 ○○	被告 ○○、○○	
損害額一覧表		
項目	原告側主張額	原告側理由等
治療費	¥.....	○○病院・・・円（甲●） ○○整形外科・・・円（甲●）
入院雑費	¥.....	日額・・・円×・・・日＝.....円
付添費	¥.....	付添者：原告の○○ 日額・・・円×・・・日＝.....円（甲●）
通院交通費	¥.....	○○病院（電車・バス代、○駅～○駅） ・・・円×・・・日＝.....円（甲●）
休業損害	¥.....	基礎収入：日額・・・円（甲●） 休業日数：・・・日（甲●） （式）・・・×・・・＝.....
逸失利益	¥.....	基礎収入：.....円（甲●） 労働能力喪失率：・・・％（●級） 喪失期間：・・・年（●歳～●歳） ライプニッツ係数：・・・ （式）・・・×・・・×・・・＝.....
傷害慰謝料	¥.....	入院・・・日、通院・・・か月（実・・・日） ○○により、増額。
後遺障害慰謝料	¥.....	●級 ○○により、増額。
小計	¥.....	
過失相殺	0%	
過失相殺後	¥.....	
損害の填補		
任意保険金	¥.....	甲●
自賠責保険金	¥.....	甲●（受領日：RO.OO.OO）
控除後	¥.....	
弁護士費用	¥.....	
合計	¥.....	

資料2a 答弁書モデル（本文・損害賠償）（1枚目）

資料2：答弁書モデル

答 弁 書

令和〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事第27部〇係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 別紙「事案の概要」の「被告側の主張」欄、別紙「損害額一覧表」の「被告側主張額」及び「被告側理由等」欄記載のとおり。

2 請求の原因2項はいずれも争う。詳細は後述する。

第3 被告らの主張

1 事故態様及び過失相殺

・・・

2 後遺障害

・・・

第4 求釈明事項

1 休業損害及び逸失利益の認否反論のため、事故前年から現在までの原告の取入を裏付ける資料（源泉徴収票、給与明細等）を提出されたい。

1

資料2a 答弁書モデル（本文・損害賠償）（2枚目）

2 原告は、本件事故に関して、労災保険金を受給していると思われるため、その額を明らかにするとともに、これを裏付ける資料（支給決定通知書等）を提出されたい。

以上

2

資料2b 答弁書モデル（一覧表・傷害）【別紙1】

令和・・年(ワ)第.....号
原告 ○○
被告 ○○.○○

最終更新日: R〇.〇.〇
最終更新者: 〇〇〇〇

事案の概要

(1) 事故の発生

項目	原告側の主張	証拠	被告側の主張
日時	R〇.〇.〇 〇.〇〇 頃	甲●: 事故証明	認める。
場所	東京都〇区〇丁目〇番〇号	同上	認める。
関係車両	原告車 ○○自動車 運転者: ○○	登録番号: 〇〇〇〇	同上
	被告車 ○○自動車 運転者: ○○	登録番号: 〇〇〇〇 所有者: ○○	同上
		同上 甲●: 登録事項証明	認める。
態様	交差点を直進しようとした原告車と、その左方交差道路から一時停止規制を無視して交差点を直進しようとした被告車が、出会い頭に衝突した。	甲●: 実況見分	被告車が一時停止規制を無視した点は否認する。

(2) 責任原因

被告○○	民法709条(○○義務違反、前方不注意)		・・・は争う。
被告○○	自賠法3条		認める。

(3) 受傷内容等

受傷者	○○	生年月日: H〇.〇.〇 生 職業: ...	(事故時・歳)		
傷病名	...			甲●	不知。
				甲●	認める。
治療経過		医療機関名	入院/通院	開始	終了
	〇〇病院	入院	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	・・・
	〇〇通院	通院	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	・・・
	〇〇整形外科	通院	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	・・・
症状固定日	〇〇部	R〇.〇.〇	(事故から・・・月、固定時・歳)	甲●	否認する。
	〇〇部	R〇.〇.〇	(事故から・・・月、固定時・歳)	甲●	否認する。
後遺障害	自賠責の等級認定 ・・・級・号(・・・もの)			甲●	認める。
	原告側の主張 ・・・級・号(・・・もの)			甲●	否認する。

資料2b 答弁書モデル（一覧表・傷害）【別紙2】

令和・・年(ワ)第.....号
原告 ○○
被告 ○○.○○

最終更新日: R〇.〇.〇
最終更新者: 〇〇〇〇

損害額一覧表

項目	原告側主張額	原告側理由等	被告側主張額	被告側理由等
治療費	¥.....	〇〇病院.....円(甲●) 〇〇整形外科.....円(甲●)	¥.....	症状固定日は事故から約・・か月後のR〇.〇.〇であり、それ以降は相当因果関係を争う。
入院雑費	¥.....	日額.....円×・・日=.....円	¥.....	認める。
付添費	¥.....	付添者: 原告の○○ 日額.....円×・・日=.....円(甲●)	¥0	付添の必要性を争う。
通院交通費	¥.....	〇〇病院(電車・バス代、〇駅〜〇駅)円×・・日=.....円(甲●)	¥0	不知
休業損害	¥.....	基礎収入:円(甲●) 休業日数:日(甲●) (式).....×.....=.....		基礎収入: 認否留保 休業日数: 否認
逸失利益	¥.....	基礎収入:円(甲●) 労働能力喪失率:%(・・級) 喪失期間:年(・・歳〜・・歳) ライプニッツ係数: (式).....×.....×.....=.....		基礎収入: 認否留保 後遺障害は・・級相当にすぎない。 労働能力喪失率: 多くとも・・% 喪失期間: 長くとも・・年
傷害慰謝料	¥.....	入院・・日、通院・・か月(実・・日) 〇〇により、増額。	¥.....	争う。増額事由なし。
後遺障害慰謝料	¥.....	・・級 〇〇により、増額。	¥.....	後遺障害は・・級相当にすぎない。 増額事由なし。
小計	¥.....			
過失相殺	0%		・・%	被告車は一時停止後、交差点に進入したが、原告車が高速度で交差点に進入したため衝突。 別冊判タ38号[104]基本40.60 原告車の著しい過失(速度超過) ×10
過失相殺後	¥.....			
損害の填補				
労災保険金	¥.....	甲●(受領日: R〇.〇.〇)	¥.....	労災保険受給がある。
任意保険金	¥.....	甲●(受領日: R〇.〇.〇)	¥.....	乙●
自賠責保険金	¥.....			
控除後	¥.....			
弁護士費用	¥.....			争う。
合計	¥.....			

資料3a 準備書面モデル（本文・損害賠償）

資料3：準備書面モデル

原告第1準備書面

令和○年○月○日

東京地方裁判所民事第27部○係 御中

原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

第1 原告の主張

原告の主張は、以下のとおりであり、その要点は、別紙「損害額一覧表」の各「原告側主張額」及び「原告側理由等」欄記載のとおり。

1 事故態様及び過失相殺

...

2 後遺障害

...

第2 求釈明事項について

1 事故前年から本年までの原告の源泉徴収票を提出する（甲○～○）。

2 原告は、本件事故に関し、労災保険金（○〇給付）として、○円を受領している（甲○）。

以上

資料3b 準備書面モデル（一覧表・傷害）

令和○年(ワ)第○号
原告 ○○
被告 ○○、○○

最終更新日:R○.○.○
最終更新者:○○○○

損害額一覧表

項目	原告側主張額	原告側理由等	被告側主張額	被告側理由等
治療費	¥.....	○○病院.....円(甲●) ○○整形外科.....円(甲●)	¥.....	症状固定日は事故から約○か月後のR○.○.○であり、それ以降は相当因果関係を争う。
入院雑費	¥.....	日額.....円×○日=.....円	¥.....	認める。
付添費	¥.....	付添者:原告の○○ 日額.....円×○日=.....円(甲●)	¥0	付添の必要性を争う。
通院交通費	¥.....	○○病院(電車・バス代、○駅～○駅)円×○日=.....円(甲●)	¥0	不知
休業損害	¥.....	基礎収入:日額.....円(甲●) 休業日数:○日(甲●) (式).....×.....=.....		基礎収入:認否留保 休業日数:否認
逸失利益	¥.....	基礎収入:.....円(甲●) 労働能力喪失率:○%(○歳) 喪失期間:○年(○歳～○歳) ライプニッツ係数:..... (式).....×.....×.....=.....		基礎収入:認否留保 後遺障害は○級相当にすぎない。 労働能力喪失率:多くとも○% 喪失期間:長くとも○年
傷害慰謝料	¥.....	入院○日、通院○か月(実○日) ○○により、増額。	¥.....	争う。増額事由なし。
後遺障害慰謝料	¥.....	○級 ○○により、増額。	¥.....	後遺障害は○級相当にすぎない。 増額事由なし。
小計	¥.....			
過失相殺		0%...		被告車は一時停止後、交差点に進入したが、原告車が高速度で交差点に進入したため衝突。 別冊判タ38号[104]基本40:60 原告車の著しい過失(速度超過)+10
過失相殺後	¥.....			
損害の填補				
労災保険金	¥.....	甲●		労災保険受給がある。
任意保険金	¥.....	甲●	¥.....	乙●
自賠責保険金	¥.....	甲●(受領日:R○.○.○)	¥.....	
控除後	¥.....			
弁護士費用	¥.....			争う。
合計	¥.....			

資料4-1 訴状本文・求償金（1枚目）

資料4-1：訴状本文（求償金請求事件）

訴 状

令和○年○月○日

東京地方裁判所民事第27部 御中

原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

求償金請求事件

訴訟物の価額 ○〇円

貼用印紙額 ○〇円

第1 請求の趣旨

1 被告は、原告に対し、○〇円及びこれに対する令和○年○月○日から支払済みまで年○分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 訴外○○の損害

(1) 別紙「事案の概要」及び別紙「損害額一覧表」記載のとおり。

(2) 事前交渉の経過に鑑み、本件で予想される争点等につき、次のとおり補足する。

ア 事故態様

...

1

資料4-1 訴状本文・求償金（2枚目）

イ 後遺障害

...

2 保険契約の締結及び保険金の支払

(1) 原告は、本件事故当時、訴外○○との間で、被保険者を訴外○○とする人身傷害保険契約を締結していた。

(2) 原告は、令和○年○月○日までに、訴外○○に対し、上記(1)の保険契約に基づき、本件事故の損害につき人身傷害保険金合計○〇円を支払った。

(3) これにより、原告は、保険法25条に基づき、訴外○○の過失割合○%に相当する部分を上回る○〇円につき、訴外○○が被告に対して有する損害賠償請求権を代位した。

3 よって、原告は、被告に対し、保険法25条により代位取得した民法709条に基づく損害賠償金○〇円及びこれに対する保険金の最終支払日の翌日である令和○年○月○日から支払済みまで民法所定の年○分の割合による遅延損害金の支払を求める。

第3 本訴に至る経緯の概要

1 原告は、訴外○○に保険金を支払った後、被告にその求償を求め、被告側の代理人弁護士（○○法律事務所、○○弁護士）を通じて交渉を行ってきた。

2 しかし、被告側は、過失割合を訴外○○ ○〇%対被告○○%と主張して譲らなかったため、やむなく本訴を提起した。

なお、本訴についても、被告には上記弁護士が受任予定と聞いている。

証拠方法 令和○年○月○日付け証拠説明書記載のとおり

附属書類 (略)

以上

2

資料4-2 訴状本文・債務不存在（1枚目）

資料4-2：訴状本文（債務不存在確認請求事件）

訴状

令和○年○月○日

東京地方裁判所民事第27部 御中

原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

債務不存在確認請求事件

訴訟物の価額 ○○円

貼用印紙額 ○○円

第1 請求の趣旨

- 原告の被告に対する別紙交通事故目録記載の交通事故に関する損害賠償債務は存在しないことを確認する。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因

- 原告の被告に対する別紙交通事故目録記載の交通事故（以下「本件事故」という。）に関する損害賠償債務は、別紙「事案の概要」及び別紙「損害額一覧表」記載のとおり、存在しない。
- しかし、被告は、通院を継続しているようであり、後遺障害が残る見込みであるなどと主張して、これを争っている。
- 事前交渉の経緯に鑑み、本件で予想される争点等につき、次のとおり補足す

1

資料4-2 訴状本文・債務不存在（2枚目）

る。

- 症状固定の時期
・・・
- 後遺障害
・・・

4 よって、原告は、上記債務は存在しないことの確認を求める。

第3 本訴に至る経緯の概要

- 原告は、本件事故から○か月後の令和○年○月○日まで、治療費を一括対応により支払った。
- 原告は、令和○年○月○日、被告に対し、既払金のほか損害賠償金○○円を支払うとの提案をしたが（甲○）、被告は、原告からの提案を拒否した。
- その後、原告は、被告に対し、数回にわたり、被告が考える損害額を述べるよう促したが（甲○）、これに対する回答がなく、交渉での解決は困難であると判断し、本訴を提起した。

証拠方法 令和○年○月○日付け証拠説明書記載のとおり

附属書類 （略）

以上

2

資料4-2 訴状本文・債務不存在（3枚目）

交通事故目録

日時 令和○年○月○日午前○時○分頃

場所 東京都○区○丁目○番○号

関係車両 原告が運転する○○自動車（登録番号 ○○○○）
被告が運転する○○自動車（登録番号 ○○○○）

態様 交差点を直進しようとした被告車と、その左方交差道路から一時停止規制を無視して交差点を直進しようとした原告車が、出会い頭に衝突した。

3

資料5-1 一覧表・死亡【別紙1】

資料5-1:一覧表・死亡事案									
令和・年(ワ)第……号 原告 ○○.○○.○○ 被告 ○○									
最終更新日: R○.○.○ 最終更新者: ○○○○									
事案の概要									
(1) 事故の発生									
項目	原告側の主張				証拠	被告側の主張			
日時	R○.○.○ ○.○○ 頃				甲●: 事故証明	認める。			
場所	東京都○区○丁目○番○号				同上	認める。			
関係車両等	原告側	歩行者(訴外○○)			同上	認める。			
	被告車	○自動車	登録番号: ○○○○		同上	認める。			
	運転者: ○○	所有者: ○○							
態様	…				甲●: 実況見分	…は否認する。			
(2) 責任原因									
被告	自賠法3条					認める。			
(3) 死亡結果等									
死亡者	訴外○○	生年月日: S○.○.○生 (事故時…歳)			甲●	不知。			
		職業: …							
傷病名	…				甲●	認める。			
治療経過	医療機関名		入院/通院	開始	終了	入院/通院	甲●		
	○○病院		入院	R○.○.○	R○.○.○	…	—	甲●	認める。
死亡日	R○.○.○ (死亡時…歳)				甲●	認める。			
相続人	氏名	続柄	相続分						
	原告○○	○	1/2						
	原告○○	○	1/4		甲●: 戸籍	不知。			
	原告○○	○	1/4						

資料5-1 一覧表・死亡【別紙2】

令和・年(ワ)第……号 原告 ○○.○○.○○ 被告 ○○					最終更新日: R○.○.○ 最終更新者: ○○○○				
損害額一覧表									
(訴外○○の損害額)									
項目	原告側主張額	原告側理由等			被告側主張額	被告側理由等			
治療費	¥……	○○病院…円(甲●)			¥……	認める。			
葬儀費	¥……	甲●			¥……	認める。			
逸失利益(家事労働)	¥……	基礎収入: ……円(甲●) 生活費控除率: …% 就労可能年数: …年(…歳～…歳) ライプニッツ係数: …… (式) ……×(1-…%)×… = ……				基礎収入: 認める。 生活費控除率: 少なくとも…% 就労可能年数: 認める。			
逸失利益(年金)	¥……	基礎収入: ……円(甲●) 生活費控除率: …% 受給年数: …年(…歳～…歳) ライプニッツ係数: …… (式) ……×(1-…%)×… = ……				基礎収入: 認める。 生活費控除率: 少なくとも…% 受給年数: 認める。			
死亡慰謝料	¥……	…			¥……	争う。			
小計	¥……								
過失相殺		0%				…% ……			
過失相殺後	¥……								
損害の填補									
任意保険金	¥……	甲●			¥……	乙●			
自賠責保険金	¥……	甲●(受領日: R○.○.○)			¥……				
控除後	¥……								
合計	¥……								
(原告○○の損害・相続額)									
項目	原告側主張額	原告側理由等			被告側主張額	原告側理由等			
固有慰謝料	¥……					争う。			
…	¥……					…			
小計	¥……								
過失相殺		0%				…% ……			
過失相殺後	¥……								
相続額	¥……	相続分1/2							
小計	¥……								
弁護士費用	¥……					争う。			
合計	¥……								
(原告○○、原告○○の損害・相続額)									
項目	原告側主張額	原告側理由等			被告側主張額	原告側理由等			
固有慰謝料	¥……					争う。			
過失相殺		0%				…% ……			
過失相殺後	¥……								
相続額	¥……	相続分1/4							
小計	¥……								
弁護士費用	¥……					争う。			
合計	¥……								

資料5-2 一覧表・物損【別紙1】

資料5-2:一覧表・物損事案									
令和・年(ワ)第……号 原告 ○○.○○保険株式会社 被告 ○○.○○会社									
最終更新日: R○.○.○ 最終更新者: ○○○○									
事案の概要									
(1) 事故の発生									
項目	原告側の主張				証拠	被告側の主張			
日時	R○.○.○ ○.○○ 頃				甲●: 事故証明	認める。			
場所	東京都○区○丁目○番○号				同上	認める。			
関係車両	原告車	○自動車	登録番号: ○○○○		同上、甲●: 登録事項証明	認める。			
	運転者: ○○	所有者: ○○							
被告車	○自動車	登録番号: ○○○○		甲●	認める。				
	運転者: ○○	所有者: ○○							
態様	…				甲●	…は否認する。			
(2) 責任原因									
被告○○	民法709条(○○業務違反、前方不注意)					…は争う。			
被告会社	民法715条1項(被告車の運転者の使用者、事業の執行について上記事故発生)					認める。			
(3) 原告車									
車種	○自動車				甲●: 登録事項証明	認める。			
車名等	○○				同上	認める。			
型式等	○○-○○○○				同上	認める。			
初度登録	R○.○.○ (事故時 …年… 月経過)				同上	認める。			
走行距離	……km				甲●	認める。			
その他									

資料5-2 一覧表・物損【別紙2】

令和・年(ワ)第……号 原告 ○○.○○保険株式会社 被告 ○○.○○会社					最終更新日: R○.○.○ 最終更新者: ○○○○				
損害額一覧表									
(原告○○の損害)									
項目	原告側主張額	原告側理由等			被告側主張額	被告側理由等			
修理費	¥……	甲●				否認する。			
評価損	¥……	修理費の…割			¥0	否認する。 …			
代車料	¥……	日額…円×…日 = ……円(甲●)				代車日額: 多くとも…円 修理期間: 長くとも…日			
小計	¥……								
過失相殺		0% ……				…% ……			
過失相殺後	¥……								
損害の填補									
車両保険金	¥……	甲●				不知。			
控除後	¥……								
弁護士費用	¥……					争う。			
合計	¥……								
(原告保険会社の求償金)									
項目	原告側主張額	原告側理由等			被告側主張額	被告側理由等			
車両保険金	¥……	甲●				争う。			
合計	¥……								

～ 書証の提出等について ～

東京地方裁判所民事第27部（交通部）

書証の提出等については、次のとおりお願いします。**【書証の提出方法】**

- 1 「刑事記録」
全丁に通し番号を付すか、又は、調書等の別に枝番号を付した上、それぞれに通し番号を付す。
- 2 「医療記録」
 - ・ 全丁に通し番号を付すか、又は、診療録、看護記録等の種類別に枝番号を付した上、それぞれに通し番号を付す。
なお、原則、CD（電子データ）での提出は不可となります。
 - ・ 外国語の部分について、朱書きするか又はラインマーカーを引いた上、訳文を付記する（判読困難な部分についても、同様の方法により注記する。）。
 - ・ レントゲン写真等のフィルムを書証化される場合には、あらかじめ裁判所と相談してください。
- 3 「写真」
 - ・ 写真の撮影者、撮影日時及び被写体（撮影場所）を、証拠説明書に記載し、又は台紙に付記する方法により明示する。
 - ・ 事故現場写真については、撮影方向を記載した現場図面等を添付する。
 - ・ 複数の写真を提出する場合には、文書の標目を「写真撮影報告書」とした上、A4判縦の用紙にはり付けた上、各写真に通し番号を付する（裏面参照）。
- 4 領収証（レシート類）
 - ・ 領収証等は費目ごとに整理する。
 - ・ 複数の領収証等をA4判縦の用紙にはり付けて提出する場合には、各領収証等に通し番号を付する。
 - ・ 感熱紙のコピー等不鮮明なものについては、朱書きで注記するなどして判読可能な状態にする。
- 5 「録音テープ」、「ビデオテープ」等
録音内容又は撮影内容を説明した書面を添付する。
- 6 「文献」等
 - ・ 当該文献の表紙と奥書を付し、出典を明らかにする。
 - ・ ラインマーカーを引くなどして必要な箇所、重要な箇所等を明示する。
 - ・ 外国語の文献については、必ず訳文を添付する（一部を提出する場合には、前記2の・参照）。

【書証符号】

共同訴訟人に個別に代理人が付いている場合、参加人、併合の可能性がある事件の書証符号については、あらかじめ担当書記官に確認する。

【証拠説明書】（裏面参照）

- ・ 書証を提出する際には、必ず証拠説明書を添付する（民訴規137）。
- ・ 送付嘱託により送付を受けた文書を書証とした場合には、文書の標目に「（送付嘱託分）」と追記する。

資料6-2 書証の提出等について（裏）

資料6：書証の提出等について（裏）

【「写真撮影報告書」作成例】（A4判用紙を縦に使用し、左側に3センチ程度の余白）

○1枚目（表紙）

甲第○号証

写真撮影報告書

撮影者・・・
撮影日・・・
被写体・・・

- 1 -

○2枚目以降（写真）

①
（被写体の具
体的な説明等）

②
・・・の部
分を・・・方
向から撮影

③
・・・
・・・地点
の状況

- 2 -

○末尾（撮影方向図）

撮影方向図

- 〇 -

【「証拠説明書」記載例】

令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇〇号

原告 〇〇〇〇

副本直送済み

被告 〇〇〇〇

東京地方裁判所民事第27部〇〇係 御中

令和〇年〇月〇日

原告代理人弁護士 山 田 太 郎 印

証 拠 説 明 書（1）

甲号証	標 目 （原本・写しの別）	作成年月日	作 成 者	立証趣旨	備 考
1	交通事故証明書 写し	R1. 7. 7	交通安全協会	本件交通事故が発生した事実	
2	写真撮影報告書 原本	R1. 9. 9	山田太郎	本件交通事故の発生状況及び原告車両の損傷状況	撮影者 〇〇〇〇 撮影日 〇〇〇〇 被写体 〇〇〇〇

資料7：送付文書の交付について

～ 送付文書の交付について ～

令和3年3月

東京地方裁判所民事第27部

医療機関等を嘱託先とする送付嘱託において、嘱託に係る診療録、レントゲン写真等の送付文書が、返還不要の写しにより送付されたときは、申出により、当該送付文書を送付嘱託の申立代理人に交付する取扱いとします。

ただし、①申立代理人が次の《留意事項》を了承されること、②相手方当事者にも訴訟代理人が付いており、その同意が得られることが条件となります。

※ここでの「医療機関等」とは、病院、医院、診療所等のほか、整骨院、接骨院、鍼灸院、介護施設などを含みます。

《本取扱導入理由》

医療機関等を嘱託先とする送付嘱託においては、保管期間や管理面を考慮し、原則として、写しによる送付をお願いしており、写しの作成費用を申立人に負担してもらっています。したがって、裁判所に到着した送付文書を申立人において謄写等する場合には、二重に費用負担することになります。特にレントゲン写真等の写しの作成費用は高額となりますが、これを含めて送付文書の写しの作成費用を訴訟費用として認めることはしていません。そこで、以上のような実情に配慮し、医療機関等を嘱託先とする送付嘱託については、特例として、本取扱いによることにしました。

《申出の方法等》

送付文書の交付が可能な場合において、これを希望されるときは、口頭、電話等適宜の方法により、その旨を担当書記官等にお申し出ください。

なお、送付文書の交付を受ける際には、あらかじめその日時を担当書記官等と打ち合せてください。

《留意事項》

- 1 送付文書は、当部の窓口における交付を原則とします。
- 2 当該訴訟の係属中は、申立代理人において、滅失・毀損等のないよう適正に保管してください。
- 3 当該訴訟以外の目的には使用しないでください。
- 4 送付文書のうち、診療録、看護記録等の書類を書証として提出する場合には、必ず、交付を受けた送付文書そのものに書証番号、ページ数を付するなどした上、裁判所に提出することとし、相手方当事者用、控え等にはその写しを用いてください。
なお、診療録、看護記録は、原則 CD（電子データ）での提出は不可となりますので、CD からデータを印刷して作成し、提出してください。
- 5 尋問、鑑定等訴訟の審理のために必要な場合その他裁判所が必要と認める場合及び相手方当事者において使用する必要がある場合には、速やかに貸与していただきます。
- 6 当該訴訟終了後、当裁判所に返還していただく必要はありませんので、適正な方法により処分してください（持参していただければ当部において処分することもできます。）。
- 7 その他、送付文書の取扱いについては、当裁判所の指示に従ってください。

「会員サポート窓口」のご案内

弁護士としての対処に迷ったときの相談窓口です

会員サポート窓口連絡協議会 座長 原 哲男 (28 期)

Q 会員サポート窓口にはどのような相談が可能ですか。

A 利益相反問題など弁護士職務基本規程に違反しそうかどうかという問題、日弁連の業務広告に関する規程・指針との問題、辞任、預り金や預り書類の返還など依頼者等とのトラブル処理に関する問題、病氣、精神疾患等による休業、会費免除に関する相談その他「職務または業務に関して生じた各種の問題」についての相談が可能です。可能な範囲内にあるかどうかのお問い合わせはお気軽にお寄せください。

Q どのような相談は対象外とされていますか。

A 個別の事件処理に関する相談、当会の綱紀委員会や紛議調停委員会、非弁護士取締委員会などに現に係属しているか、係属しそうな案件に関する相談は対象外です。

Q 相談の仕方はどのようになっていますか。

A 当会の会員サイトにある「会員サポート窓口ご相談フォーム」https://www.toben.or.jp/members/form/post_12.htmlからお申込みいただけます。受付窓口として指定されている事務局次長（新田）宛に、書面によって申し込むことも可能です。

Q 書式は限定されていますか。相談料は必要ですか。

A 特に、特定の書式は用意してありませんので、相談者の属性と相談したい内容を要領よく書いてお送りください。その後、さらに細かい点に不明があれば担当委員のほうから、お電話しますので、最初からそれほど詳しくお書きになる必要はありません。なお、当窓口は会のサービス事業ですから相談料は不要です。

Q 回答はどのようにされるのでしょうか。

A 受付後速やかに担当委員1名を決め、その担当委員から電話かFAXで助言、回答を差し上げます。

さらに詳しい内容について質問させていただくこともあります。お急ぎの相談にも可能な限りの対応はしておりますが、あまりに急な対応は不可能なこともあります。

Q 回答や助言は会としてのものと考えてよいですか。

A あくまでも、担当委員個人としての回答、助言であって、参考程度のもなお考えください。当会や担当委員としては一切の責任を負いませんので、相談者自らの責任において対応してください。特に、将来、当該案件に関して紛議調停、懲戒請求などの問題が生じた場合に、会としてのお墨付きを与えているものでは決してありませんので、この点については、くれぐれもご了解ください。

Q 相談者の秘密は守っていただけますか。

A 当然のこととして、サポート窓口の委員や担当職員は守秘義務を負っておりますからご安心ください。ただ、相談者の所属する事務所内の他の弁護士や職員にわからないようにしてくださいという希望をされることがありますが、その場合には、どのような方法で対応したらよいのかについて相談者のほうから指定してください。

Q サポート窓口はどのような組織なのですか。

A 会員サポート窓口は、理事者の補佐機関として、2004年（平成16年）4月1日にスタートした協議会です。

当会の制度としては、相談窓口を運営するため、「会員サポート窓口連絡協議会」が設置されており、その定員は20名と定められています。この協議会は、当会の役員経験者や各種委員会の委員長経験者を中心とする委員で構成してきましたが、今後は、より広い範囲から委員を募っていこうとしているところです。

- ① 東京弁護士会の对外広報について
- ② 弁護士は利用しやすくなってきたか？

市民会議委員一覧 (8名) *敬称略, 肩書は2021年8月3日現在

磯谷 隆也 (富士倉庫運輸株式会社取締役)
 江川 紹子 (ジャーナリスト)
 逢見 直人 (日本労働組合総連合会会長代行)
 大坂 恵里 (東洋大学法学部法律学科教授)
 田中 常雅 (東京商工会議所特別顧問)
 長友 貴樹 (調布市長)
 南井 徹 (朝日新聞社記事審査室幹事)
 山本 一江 (消費生活専門相談員)

1 東京弁護士会市民会議とは？

当会では、2004年度から、会の運営に市民の意見を反映させるため、「東京弁護士会市民会議」を設置している。

市民会議は、弁護士以外の10人以内の委員で構成され、毎年2回程度、当会が設定した議題について、理事者と自由に意見交換をしてもらっている。

2021年度第1回は、8月3日(火)17時30分から2時間にわたってZoom会議で開催され、①東京弁護士会の对外広報について、②弁護士は利用しやすくなってきたか？という2つの議題で意見交換を行った。

2 東京弁護士会の对外広報について

当会の広報は市民にどう映っているのか。現在、即時性のある広報媒体としてウェブサイトやSNSをどう有効活用するか模索中であり、主にこの点について委員の方々にご意見を伺った。

SNSの投稿が利用者の目に触れるためには、何度も投稿することが必要である、市民はウェブサイトから情報を得るのでウェブサイトが重要であるが、当会のウェブサイトは情報過多気味でユーザー目線での整理が足りない、正確にきっちり伝えるのは弁護士の習性なのかもしれないが、相談者目線で情報を届ける方法を考えるべきである(コロナの法律相談であれば実際にどのような相談が寄せられているか具体例をあげてもらいと、相談者は自分も相談対象であると認識できる)、弁護士会にとって広報が企業ほど重要でないことはわかるが、やはり市民の敷居を下げるための広報を会がやるべきではないか、といったご意見があった。

ご意見を受け、当会では、ウェブサイトのトップページのコロナ関連情報のバナーの表記を「30分無料相談など重要なお知らせはこちら」と内容がわかりや

すいものに修正したり、池袋法律相談センターの紹介動画を作成したりするなど、できるところから早速取り組んでいる。今後も、強調すべき情報の取捨選択や具体例を盛り込むなど、情報の受け手目線を意識した広報に取り組んでいきたい。

3 弁護士は利用しやすくなってきたか？

司法制度改革審議会意見書の公表から20年。同意見書に基づく改革によって弁護士数が大幅に増えるとともに様々な制度改革が行われたが、果たして弁護士は利用しやすくなっているのか、ご意見を伺った。

組織内弁護士が増えたことに対する好意的な意見は多く、他にもマスコミ対応を行う弁護士が増えたことで取材と取材を受ける者の権利保護が両立できるようになった、加害者、被害者、加害者家族など、様々な立場の人を支援する弁護士が現れ、各々の立場で依頼ができるようになった、表現力のある若い弁護士が発信することで色々な弁護士の声が聞こえるようになったなど、弁護士が身近でアクセスしやすくなったとする声が聞かれた。

一方で、質が良い、信頼できる弁護士にアクセスできなければ意味がなく、志望者や所得が減っているとするとその点が難しくなるのではないかと、市民の法律相談についての声には「一般的な回答に終始していた」「もっと寄り添って欲しかった」という声も多い、といった厳しい意見もいただいた。

現在、日弁連の「法曹人口政策に関する当面の対処方針(案)」をめぐって会内で活発な議論が行われているが、法曹人口問題の検討に際しても、弁護士目線だけではなく、利用者の声を踏まえることが重要であることを再認識する貴重な機会であった。

*過去の議題や議事録はこちらからご確認ください。
<https://www.toben.or.jp/know/activity/shimin/>

綸言？汗のごとし

去る9月17日、「REKIKEN」の第1回会議（設立会議）が、ハイブリッド方式で開催され、座長が選出された。メンバーは総勢34人で、うち4人は当会現役職員である。今後の活動は、LIBRAへの連載と、歴史資料室の設置、古参会員へのインタビュー等を行っていくことが確認された。

・・・なんて、少し歴史記事風に書き出してみましたがおそらく大半の皆さまは、そもそも「REKIKEN」って何？って感じかもしれません。

「REKIKEN」は、東京弁護士会歴史研究会の略称です。その目的は、当会の歴史を研究し学ぶことにあります。三国志とか日本史とかの歴史を学ぶ会内の方ではありません。この点、誤解されている方もいるようです。

この「REKIKEN」の契機は、私が副会長に立候補する際の公約にあります。

私が、自身の公約を検討していく中で、「弁護士自治って何だろう？」と考え、さらに「東京弁護士会のアイデンティティとは何か？」を自問自答しているうちに、自分自身が実は当会のことを殆ど分かっていなかったことに、はたと気づき、まずは、きちんと当会の歴史を学ぼうとの思いに至り、（軽率にも、）当会の歴史の研究をしませんかなどと選挙用メルマガで発出したことが契機となりました。

その後、2030年に当会が150周年を迎えることもあり、この企画が本年度執行部で理解され、正式な企画として進むことになりました。

メンバーを募集したところ、予想に反して34人からの応募があり、うち4人は当会現役職員からのエントリーでした。メンバーは老壮青が集い、やや

副会長 三澤 英嗣 (48期)

主な担当業務：人権擁護、刑事弁護、刑事法対策、刑事拘禁、秘密保護法・共謀罪法対策、法曹養成、裁判員制度、公設事務所、法教育、夏期合研



青が多めという感じですが、ジェンダーバランスは悪いです。そういう意味では、当会の歴史に興味を持つ歴女の方の参加を期待したいところです。来たるレキジョ！

さて、産声を上げたばかりの「REKIKEN」ですが、今後の活動は、①LIBRAへの連載企画、②当会資料室の設置企画、③当会委員会活動の研究、④古参会員へのインタビューの4つの柱を予定しています。

まず、①の柱は、「東京弁護士会百年史」を通読し、会員向けに弁護士及び当会の歴史をお伝えするものです。③の柱も、この中で表現されていくものかもしれません。因みに、メンバーにはすでに東弁百年史（1000頁超）を通読した強者もいらっしゃいます。

次に②ですが、当会にはいろんなお宝が眠っていることが分かったため、それを眠らせずに展示しようという思いから始まっています。すでにツイッター等で矢吹会長が着ている弁護士用の法服がそのお宝の一例です。特に図書館には貴重なお宝があるようです。

最後に④の柱です。今回の「REKIKEN」には、古参の大先輩会員もご参加頂いております。是非、それら会員始め多くの大先輩にインタビューを実施し、生の映像記録として残したいと思っています。

副会長職もようやく折り返し、終わりが待ち遠しいですが、この「REKIKEN」だけは、言い出しっぺである以上、私は、副会長退任後も2030年まで約10年近く続きそうです。綸言？汗のごとし。結局は、歴史を学ばない者は痛い目に遭います。



新型コロナウイルスのもとで" Part2 ～こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)～

〈vol.3〉

コロナ禍の司法修習～委員の想いをのせて～

会員 岩井 翼 (64 期)



当職は、司法修習委員会の副委員長として、当会に配属された74期司法修習生のうちA班（令和3年4月末から同年6月下旬までの第1クールが弁護修習）を担当していた。

当会での弁護修習は、大きく配属先事務所での個別修習と委員会が主催する全体修習の2つに分けられる。

個別修習については、個別指導担当弁護士に適切にご対応いただき、概ね例年どおりの修習が実施できたが、他方、全体修習については、例年実施していた熱海での合宿（宿泊付）やゼミナールなどのリアル開催を全て断念し、オンラインでの実施（合宿は中止）に変更した。

このような弁護修習において、委員（修習幹事）は、担当する修習生の修習状況を確認したり、ゼミナールの講評を担当したりするが、何よりも重要なのは、合宿や懇親会を通じて様々な弁護士の「生の」姿を

伝えることであると言っても過言ではない（合宿等は修習生が数多くの弁護士と交流できる極めて貴重な機会である）。74期A班ではリアル開催が全て中止となったため、代替としてZoomを利用した懇親会を開催した。その際、一体感を醸成するため、委員会が準備して参加者に同じお菓子セットを配布したほか、Zoomのブレイクアウトルーム機能を使い、時間に合わせてグループの数を調整したことで、1次会（全体）、2次会（少人数）のような雰囲気作りができたのではないと思う。

もっとも、74期A班の修習を通じて感じたのは、やはり、リアル開催の重要性である。より「密な」交流という面はもちろんのこと、リアルでないと互いの「人となり」も十分に理解できない（例えば、画面越しだと体格や表情等が十分に分からず、醸し出す雰囲気が分からない）。

委員はみな修習生（修習指導）が大好きで、もっと修習生のことを知りたいのである。早く例年の修習に戻れることを願ってやまない。



こちらから読んでね

続 食欲の秋—かわいいお弁当—





第4回 2021沖縄シンポジウム「沖縄とともに―慰霊の日を迎えて―」

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会員 市川 洋樹 (70 期)

1 はじめに

沖縄県は、6月23日を「慰霊の日」と定めており、それに合わせ、2021（令和3）年6月26日、当部会が企画した沖縄シンポジウムが行われた。第1部では精神科医蟻塚亮二氏に、第2部では立石雅昭新潟大学名誉教授に、それぞれ講演を依頼した。

沖縄シンポジウムは、例年弁護士会館クレオで実施しているものの、本年は、コロナ禍の影響で、オンラインでの実施となった。

2 第1部 沖縄戦を忘れない
— 沖縄戦と PTSD —

蟻塚亮二氏

蟻塚氏は、2010（平成22）年に「沖縄戦による晩年発症型 PTSD」の症例を発見された。「沖縄戦による晩年発症型 PTSD」とは、戦争体験をした方が青壮年期には何ごともなく、戦争体験から数十年後に、発症するものである。蟻塚氏は、実際に診察した症例を紹介の上、沖縄戦は住民を巻き込んだ持久戦で、県民42万人のうち死者が12万2000人（県民の4分の1に相当する人数）にものぼっているという特徴があり、住民の暴力的死別体験の多さが、大量の精神疾患等を生んだのではないかと話された。また、戦争のトラウマは、養育貧困（愛着障害）を通して、虐待、うつ病などの形で戦争記憶が世代間伝達するものがあり、「沖縄に戦後はない」という指摘をされた。

蟻塚氏の講演は、詳細なパワーポイントでの資料を基に、福島原発避難民にも言及され他の事象を原因とする PTSD との比較もする等、大変わかりやすいものであった。

蟻塚氏の講演後、当部滝沢香会員が蟻塚氏との対談を行った。対談では、同会員からの質問及びその回答等を通じて、参加者の理解をより深めることができた。

沖縄戦による晩年発症型 PTSD は、終戦から相当

期間が経た時に発症するため、戦争によりどのような被害が生じるかの事実認識の困難性及び重要性を感じた。また、戦争記憶は、世代間伝達もするため、今なお戦争の被害が生じているといえる。戦争を過去のこととして風化させてはならないと感じた。

3 第2部 沖縄は今なお本土の捨て石か
— 辺野古新基地建設予定地の地質・活断層について —

立石教授は、地質学・堆積学の見地から辺野古新基地建設予定地の地質・活断層の問題等について説明された。建設予定地には軟弱地盤があるため、建築構造物の支持層には適さず、立石教授が代表を務める辺野古調査団は、沖縄防衛局等に複数回にわたり、その点についての質問書及び要望書を提出されている。沖縄には米軍基地が偏在しているだけでなく、立石教授の指摘のように辺野古新基地建設は合理的・科学的ではないという問題があり、さらに、2019（平成31）年2月の辺野古新基地建設に必要な埋め立ての賛否を問う県民投票では、反対の得票が多数派であった。こうした状況であるにもかかわらず、国は辺野古新基地建設を強行している状況である。

当部会では、2020（令和2）年10月にも立石教授を招いて、勉強会を実施しており、LIBRA・2021年3月号にその報告記事を掲載しているので、ご参照されたい。

4 最後に

本年の沖縄シンポジウムは、オンラインでの実施となったものの、アンケートでは、好評の感想が多かった。こうした感想からも、沖縄シンポジウムは、沖縄に多くの犠牲を強いてきた過去及び現状を知り、再認識できる機会となったと考えている。当部会では、戦争の悲惨さを忘れることなく、平和主義及び戦争放棄を定めた憲法を守るため、今後も「沖縄とともに」をテーマに、沖縄シンポジウム、写真展、勉強会などを開催することを企画している。

司法改革総合センター・東弁歴史研究会 連載

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第1回 REKIKEN～150周年へ向けてキックオフ！

司法改革総合センター委員長代行 柴垣 明彦 (44 期)

突然、「東弁歴史研究会」といわれても？と思われる会員の皆さんも多いでしょう。司法改革総合センターの弁護士自治ワーキングの中に、本年度から設置された研究会（通称「REKIKEN」）です。

ここで質問です。わが東弁はいつ発足したのでしょうか？ 直ちに答えることのできる方は凄いです。答えは、1880年（明治13年）6月29日です。この日に、東京代言人組合創立総会が開催されたと記録されています。この1880年は、集会条例が公布され、横浜正金銀行が開業した年です。国会開設の詔が出たのは1881年ですから、その1年前ということです。まさに歴史上の出来事です。

その後明治・大正、戦前の昭和を経て、戦後から平成・令和と時代が移りました。この間、わが東弁はどのような歴史を経てきたのでしょうか。

今般、当センターの中で東弁の歴史を研究しようという契機になったのは、「弁護士自治の大切さの共有と承継」についての危機感です。30年前、東弁の会員数は約3000名でしたが、現在は8800名を超え、1万人になるのも時間の問題です。60期以降の会員も過半数となりました。日本最大の弁護士会として、全国弁護士会の中心的存在として日弁連を支えてきたと自負する東弁ですが、東弁にどのような先輩がいて、どのような活動をしてきたのかなど、若い会員に限らず中堅以上の会員でも知らない人が増えていると感じます。戦後に獲得した弁護士自治の大切さについても、今では空気のような存在となっているため、その意義を自らの血肉としていくこともなかなか難しいようです。さらには、最近の東弁では、毎年の会員登録人数の減少や財務問題など明るい話題が少ないようにも感じます。

そこで、東弁の歴史を皆で学び、その歴史・活動の成果に確信をもって未来に向かって進んでいこうということです！ 温故知新です！



左：東京弁護士会・旧会館時代の表札

右：REKIKENのために会員から寄贈された「東京弁護士会百年史」

弁護士自治のない時代、すなわち官の監督下で自主懲戒権などもない困難な時代の中にあっても人権活動に熱心に取り組んだ先人の苦闘。戦後になって獲得した弁護士自治制度のもとで、個別の事件のみならず在野法曹として様々な社会的活動を行うことで、弁護士の評価を高め、市民の信頼を培ってきた先輩の努力。これらの歴史や経験を学び、私たちが弁護士であること、さらにいえば東弁会員であることのプライド、及び、それを共有することで東弁としての一体感を再確認することが目標です。

おりしも、2030年には東弁創立150周年を迎えます。この150周年も視野に入れています。とりあえずは、昭和55年発刊の「東京弁護士会百年史」という本文だけで1085頁もある分厚い本を基本書（！）として、この本を輪読しながら、過去を学ぶことから始めます。また、東弁各所に眠っている歴史のお宝の発掘もしていきますが、これらの活動に留まることなく、REKIKENメンバーが出し合うアイデアも取り入れながら、さらに発展させていきたいと思っています。

次号以降のLIBRAでは、東弁の歴史やREKIKENの活動をお知らせしていきます。ご興味をもっていただいた会員の方は、ぜひ司法調査課までご連絡ください。一緒に楽しく活動いたしましょう。

2期連続の黒字決算！ 東弁財政改革はここまで進んでいる

財政改革実現ワーキンググループ

2019年4月に始動した財政改革実現ワーキンググループ（以下「WG」といいます）の活動も3年目に入り、本年3月には、「第二次答申書（2020年度）」（以下「第二次答申書」といいます）を公表しました。この間、当会の決算は2期連続で黒字となり、また、本年8月の臨時総会では、65期以降の会員に対する会費月額2000円減額の恒久化が承認されるなど、財政改革は着実に進んでいます。ご協力に感謝し、最新の状況をご報告します。

1 WGの目標のおさらい

WGは、2019年度から5年間で、次の2つの財政計画を実現することを目標としてきました。①65期以降の会費月額2000円減額（5年間。2019年12月から実施済）、②64期以前の会員に対する会費月額2000円減額の2つを達成することです。

WG発足当時のシミュレーションでは、上記①について年間約5400万円の財源が必要とされ、そのために、事業費・管理費（人件費を除く。以下同じ）の増加率を、毎年、前年比1%以内に抑制することを目標としてきました。また、上記②については、年間約1億5000万円の財源が必要とされ、これを確保するために、WGでは、同額の支出を削減することを検討してきました。

2 第二次答申書の概要と 改革の進行状況

(1) 第二次答申書における各チームの提言等

WGでは、検討テーマ毎に①事業費、②人件費、③組織検討、④システム・OA、⑤法律相談、⑥多摩支部、⑦公設事務所の各チームを組成して議論しています。2019年12月の「第一次答申書（2019年度）」（以下「第一次答申書」といいます）の各提言を踏まえ、各チームにおいて対象分野の検討を進め、支出抑制・削減に関する具体的な提言を行っています。詳細については、第二次答申書をご参照ください。

(2) 第二次答申書提言の進行状況

第一次答申書及び第二次答申書記載の提言のうち、①事業費・管理費の削減（増加抑制）は、3で後述するとおり、達成していると考えられます。②人件費についても、非正規職員の削減等により相当部分を達成しています。正職員の賃金体系見直しは、一定のプロセスと時間を要するものですが、取り組みを進めています。③組織検討については、間接的に事業費や職員の人件費抑制等に資するものですので、統廃合の検討に加え、新たな組織を設ける際の指針の提言を行っています。

⑤法律相談では、既に北千住法律相談センターの大幅縮小と、池袋、八王子の各法律相談センターの縮小移転を実施しました。⑦公設事務所では、三田パブリック法律事務所が閉鎖され、東京パブリック法律事務所、多摩パブリック法律事務所も縮小移転等を準備中です。⑥多摩支部についても、法律相談センター清掃費の見直し等による削減を達成し、④システム・OAについては引き続き検討しています。

3 2期連続の黒字決算と 65期以降の会費減額恒久化

本年5月26日の当会定期総会において、2020年度一般会計・特別会計収支決算が承認されましたが、一般会計全体では2億8445万円の黒字で、2019年度に続いて2期連続の黒字となりました。コロナ禍

図1 一般会計の実質的収支(東弁)

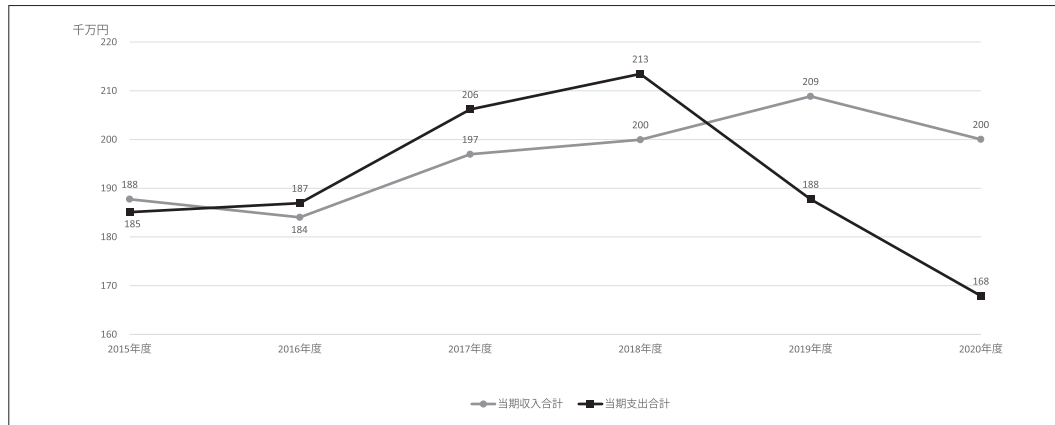
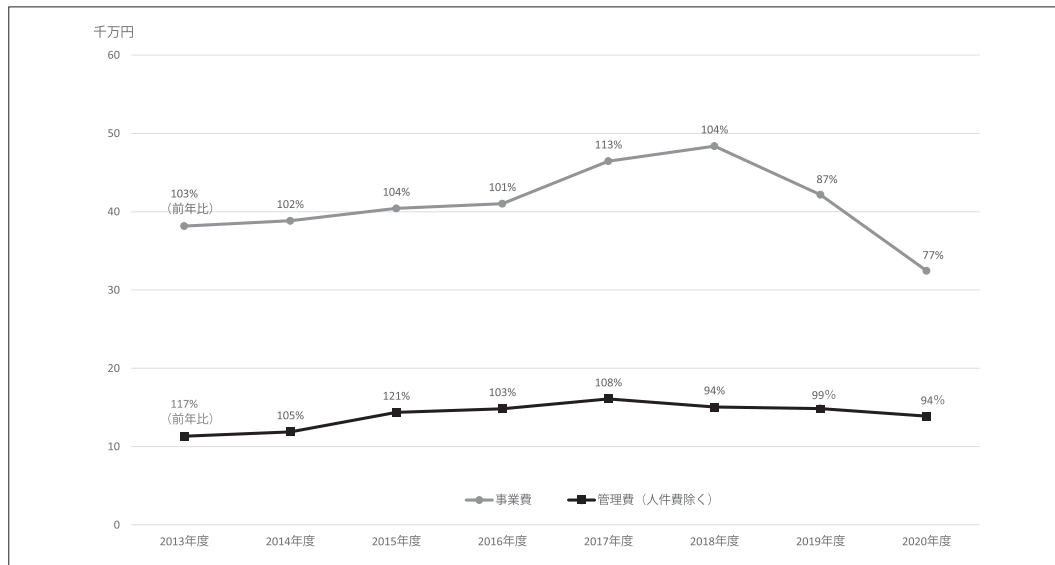


図2 事業費・管理費(人件費除く)の伸び率(前年比)



での会務活動縮小による支出減の影響もあるとはいえ 2019年度に比べ黒字幅は1億円以上拡大しています。年度間の比較のために、「実質」の収支を表示したグラフ(図1)*1でも、2期連続で黒字です。また、事業費・管理費も、2期連続で前年を下回っており(図2)、前年比1%以内で推移しています。

執行部が今年度新たに作成したシミュレーション*2によれば、65期以降の会費月額2000円減額を恒久化しても当会財政上支障がないものとされており、これを受けて、本年8月31日の当会臨時総会で、65期以降の会費月額2000円減額の恒久化及び関連する会則改正が承認されました。

4 WGの次の目標と活動

WGの次の目標は、64期以前の会員に対しての会費月額2000円を実現することです。コロナ禍による支出減少の影響を考慮するとしても、この2年間で支出の削減が予想以上に進んだこともあり、WGでは、当初想定より早く64期以前の全会員に対する会費減額が実現できる可能性も出てきたと考えています。

WGでは、64期以前の全会員に対する会費減額の実現可能性につき更に検討し、近くその方向性についての答申を行う予定です。

引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

*1:「実質収支」とするために、資金の内部移動である特定資産の取得支出・取崩収入を計算から除外し、会館特別会計の維持管理会計に2015年度1億6680万円、2016年度1億7460万円繰入をしたものと仮定、また、2016年度災害基金特別会計新設のため2億円を繰出した点は特別事情として繰入がなかったものとしました。

*2:このシミュレーションでは、原則として、財政改革がスタートした後である2019年度の収支水準を基準とし、会員増加数についても直近の状況を鑑みて保守的に見積もった数を前提にしています。この意味で、当会の現状をより正確に反映したものといえます。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第99回 最判令和3年5月17日

(建設アスベスト訴訟事件(神奈川訴訟,平成30年(受)第1447号等)/判タ1487号106頁)

労働大臣が建設現場における石綿関連疾患の発生防止のために労働安全衛生法に基づく規制権限を行使しなかったことが労働者に該当しない者も含む屋内の建設作業従事者との関係において国家賠償法1条1項の適用上違法であるとされた事例

労働法制特別委員会委員 二宮 靖 (63期)

第1 事案の概要

原告らは、建設作業に従事し、アスベスト粉じんにはばく露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと主張する者又はその承継人である。

本件は、原告らが、①被告国に対し、建設作業従事者が石綿含有建材から生ずる石綿粉じんにはばく露することを防止するために被告国が労働安全衛生法（以下「安衛法」という）に基づく規制権限を行使しなかったことが違法である等と主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求め、②被告建材メーカーらに対し、被告建材メーカーらが石綿含有建材から生ずる粉じんにはばく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等を表示することなく石綿含有建材を製造販売したことにより本件被災者らが上記疾患に罹患したと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

本稿では、いわゆる一人親方との関係における国賠法1条1項の違法性に関する判断を中心に記載し、民法719条1項後段の要件論についても言及する。

第2 本判決の判断

1 被告国に対する国家賠償請求について（いわゆる一人親方との関係における国賠法上の違法性に関する判断）

「安衛法57条は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるものの譲渡等をする者が、その容器又は包装に、名称、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意等を表示しなければならない旨を定めている。同条は、健康障害を生ずるおそれのある物についてこれらを表示することを義務付

けることによって、その物を取り扱う者に健康障害が生ずることを防止しようとする趣旨のものと解されるのであって、上記の物を取り扱う者に健康障害を生ずるおそれがあることは、当該者が安衛法2条2号において定義された労働者に該当するか否かによって変わるものではない。また、安衛法57条は、これを取り扱う者に健康障害を生ずるおそれがあるという物の危険性に着目した規制であり、その物を取り扱うことにより危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、所定事項の表示を義務付けることにより、その物を取り扱う者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当である。なお、安衛法は、その1条において、職場における労働者の安全と健康を確保すること等を目的として規定しており、安衛法の主たる目的が労働者の保護にあることは明らかであるが、同条は、快適な職場環境（平成4年法律第55号による改正前は「作業環境」）の形成を促進することをも目的に掲げているのであるから、労働者に該当しない者が、労働者と同じ場所で働き、健康障害を生ずるおそれのある物を取り扱う場合に、安衛法57条が労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解し難い。

また、本件揭示義務規定は、事業者が、石綿等を含む特別管理物質を取り扱う作業場において、特別管理物質の名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具に係る事項を掲示しなければならない旨を定めている。この規定は、特別管理物質を取り扱う作業場が人体にとって危険なものであることに鑑み、上記の掲示を義務付けるものと解されるのであって、特別管理物質を取り扱う作業場において、人体に対する危険があることは、そこで作業する者が労働者に該当するか否

かによって変わるものではない。また、本件揭示義務規定は、特別管理物質を取り扱う作業場という場所の危険性に着目した規制であり、その場所において危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、特別管理物質を取り扱う作業場における揭示を義務付けることにより、その場所で作業する者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当である。」

昭和50年10月1日以降、労働大臣が省令制定等による呼吸用保護具使用の義務付け等の規制権限を行使しなかったことは、「屋内建設現場における建設作業に従事して石綿粉じんばく露した者のうち、安衛法2条2号において定義された労働者に該当しない者との関係においても、安衛法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法である」。

2 被告建材メーカーらに対する不法行為に基づく損害賠償請求について（民法719条1項後段の要件論）

民法719条1項「後段は、複数の者がいずれも被害者の損害をそのみで惹起し得る行為を行い、そのうちのいずれの者の行為によって損害が生じたのかが不明である場合に、被害者の保護を図るため、公益的観点から、因果関係の立証責任を転換して、上記の行為を行った者らが自らの行為と損害との間に因果関係が存在しないことを立証しない限り、上記の者らに連帯して損害の全部について賠償責任を負わせる趣旨の規定であると解される。そして、同項後段は、その文言からすると、被害者によって特定された複数の行為者の中に真に被害者に損害を加えた者が含まれている場合に適用されると解するの

が自然である。仮に、上記の複数の行為者のほかに被害者の損害をそのみで惹起し得る行為をした者が存在する場合にまで、同項後段を適用して上記の複数の行為者のみに損害賠償責任を負わせることとすれば、実際には被害者に損害を加えていない者らにのみ損害賠償責任を負わせることとなりかねず、相当ではないというべきである。

以上によれば、被害者によって特定された複数の行為者のほかに被害者の損害をそのみで惹起し得る行為をした者が存在しないことは、民法719条1項後段の適用の要件であると解するのが相当である。」

第3 検討事項

安衛法に基づく規制権限不行使に関する国賠法1条1項の違法性について、最高裁が、一人親方との関係においても認めた点に本判決の意義がある。本判決では「安衛法2条2号において定義された労働者に該当しない者との関係」と判示していることから、同号の「労働者」の範囲を広げたものではない。原審（東京高判平成29年10月27日判タ1444号137頁）では、労働者と認められない者との関係においては国賠法1条1項の違法性を否定したが、最高裁では、「安衛法の趣旨、目的や、その権限の性質等」を解釈して保護の対象に含めた。

本判決は、民法719条1項後段の要件論に関して最高裁が判断した点においても意義がある。本事案では、同項後段の直接適用を否定し類推適用とした上で、各損害の3分の1について連帯責任を認める旨の判断をした。いかなる事案に類推適用がされるかについては、今後の議論及び裁判例等の集積を注視したい。

刑弁でGO!

第97回

トピック

裁判員裁判「非対象」事件で整理手続を活用する

刑事弁護委員会委員 徳永 裕文 (67 期)

1 はじめに

(公判前)整理手続と聞くと、裁判員裁判をイメージする方が多いのではないかと思います。しかし、ご存知のとおり、整理手続は、裁判員裁判非対象事件でも付すことができます。

筆者の周りで刑事弁護を数多く担当されている弁護士の方々は、多くの事件(特に否認事件)で当然のように整理手続を求めています。一方で、広く見てみると、整理手続にした方が良い事件だと思うのにされておらず、まだ広く活用されていないという実感もあります。

そこで今回は、特に、裁判員非対象事件で整理手続を請求することのイメージがあまり持てていない方に向けて、筆者の経験を踏まえた考え方や活用法をご紹介します。

2 なぜ整理手続にすることが良いのか

整理手続のメリットは、何よりも、類型証拠及び主張関連証拠の開示請求ができること、及び、証拠一覧表の交付請求ができることです。

説得力のあるケース・セオリーを構築するためには、豊富な事実の収集が必要です。また、捜査機関は、弁護人では手の届かない証拠を獲得する能力を持っています。その中には、依頼人にとって有利な証拠が眠っていることもあります。ですから、捜査機関の持つ証拠は、できる限りすべて開示させることが必要です。

もっとも、検察官も広く「任意開示」による証拠開示に応じていますので、それで十分じゃないか、と

いう考えもあるかもしれません。ただ、それでも類型や主張関連の方が優れているのは、検察官に、要件に該当する証拠を開示すべき法的義務があること、不開示理由を告知する義務があること(刑訴規則217条の26)、裁判所に裁定請求ができること、にあります。1点目と3点目はいうまでもありません。ここでポイントなのは、開示義務の対象は、「検察官手持証拠」だけに限られない(最高裁平成19年12月25日決定・刑集61巻9号895頁など参照)ので、工夫次第で、普通では出てこないような非常に重要な証拠を獲得できる可能性があることです。また、2点目についても意外に大きなメリットがあります。不開示理由が告知されることで、たとえば「存在しない」という回答が来た時に、「捜査していないという意味か」などとさらに釈明を求めていった結果、「その証拠を収集する捜査をしていない」という事実を獲得することになり、それ自体がヒントになることがあります。また、そういう釈明を求め続けていくうちに、検察官が補充捜査をしてその求めていた証拠を獲得して開示に至るということも少なくありません。

一方で、整理手続にするデメリットもあります。主なものとして、整理手続終結後は、証拠調べ請求に制限がかかります(刑訴法316条の32)。また、予定主張を明らかにする必要があります(刑訴法316条の17)。ですので、整理手続にする以上は、整理手続が終わる段階でしっかりとしたケース・セオリーを構築できていなければなりませんし、予定主張を明らかにする際に、間違っても被告人質問の先取りのような詳細な主張をしたり、検察官の主張に対する認否をしたりすることのないよう気をつける必要があります。

3 整理手続にするための工夫

整理手続にするためには、「証拠開示が必要」という理由を強く押しても意味がありません。それは法律の要件からしても明らかです。いかに争点と証拠を整理する必要があるって、「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うために必要」かどうかを訴えていく必要があります。事案や証拠関係がシンプルな事件でも、“争点の拡散を防止する”という視点や、“不必要な人証を避けるため”という視点を持つと、説得力が上がります。筆者自身は、このようなロジックを活用して、暴行事件を公判前整理手続に付させたこともありますし、道路交通法違反（酒気帯び運転）事件を期日間整理手続に付させたこともあります。

また、公判前整理手続に付する請求は、起訴されたらなるべく早い段階で行うことが肝要です。第一回公判期日が指定されてしまうと、とりあえず公判期日をしましょうということに流れやすくなってしまいますので、遅くともそれまでには請求をしておく（少なくともその意思を裁判所に示しておく）ことが重要です。もし指定されてしまっても、期日間整理手続を求めましょう。

非対象事件において公判前整理手続を請求した場合、多くは、「とりあえず打合せをしましょう」という流れになると思います。そこでも、公判前整理手続に付させるために訴えるべきことは基本的に同じです。特に、証拠一覧表の開示を強く求めると、検察官はそれに対して整理手続に付されない場合には拒否をすることが多いので、そのことが裁判所において公判前整理手続に付すか否かを判断する上での積極的な要素になることがあります。

4 付されなかった時どうすれば良いか

整理手続を請求したとしても、付されないケースは

よくあります。付されなかった場合には、不服申立手続があるわけではないし、状況が変わらない限り「考え直してくれ」と言っても響きません。

その場合には、“いかに整理手続っぽく公判準備を進めていくか”という考えにシフトしましょう。特に否認事件の場合は、整理手続にならなかったとしても、裁判所は、争点と証拠の整理及び審理計画を定めるために打合せ期日を重ねることが一般的なので、その中で整理手続風に進めるよう工夫することが重要です。といっても、言うは易しでそう上手くはいきませんが、そのために大事なのは、「進行を弁護人から積極的に提案する」ことです。裁判所の進行に受け身になっていると、本来やりたかったことができないままタイミングを失いかねません。なので、「まずは整理手続のように、期限を決めて、検察官から主張と証拠を明らかにして欲しい。その上で証拠開示を求め、それが済んだら弁護側の主張を明らかにするようにしたい」といったように、進行を積極的に提案するべきです。また、裁判所から信頼を得ることで、弁護人が希望する進行を通しやすくなります。そのためにまずできることは、弁護側に課された作業は早く済ませてしまうことです。たとえば、類型証拠開示請求をいつまでに出すとか、そういう作業系のことは、手早く期限を切って提出してしまいましょう。ただし、ケース・セオリーの検討には十分な時間をかけるべきなので、このような点を無理して急ぐべきではありません。

5 おわりに

整理手続自体の立回りについては、制度開始から15年以上経過しているので、優れた論文や講義が蓄積されていますから、そちらをご参考にしてください。しかし、そもそも整理手続に付させるというオプションが頭の中に具体的に無いと、せっかくの手続に進みようがないので、本稿をきっかけに、活用してみようと思って頂ければ幸いです。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

29期(1975/昭和50年)

29期 湯島時代

会員 高井 和伸 (29期)



昭和50年4月から、昭和52年3月までの2年間。司法研修所は湯島で、浦和地方裁判所（現さいたま地方裁判所）が実務修習地であった。

クラスは3組（全体で10組）で49名、浦和修習は14名であった。

私は東京都北区赤羽に住んでいて、自宅通勤であった。

クラスの交流

ソフトボール大会があった。湯島のグラウンドで各組対抗があった。司法試験に受かるぐらいの人間は、あまりスポーツが出来ないだろうとみていたところ、合格した修習生は全員が「スポーツマン」であることにびっくりしてしまった。

浦和修習

修習生の中には音楽家が2人おり、1人は浪人時代に音楽喫茶店でビートルズの曲を弾き、自作のレコードまで出しているセミプロ級の人物だった。

浦和地検で現場研修的に浦和競馬の現場に修習生を連れていってもらった。馬券を買って、いくらかの配当を獲得した。

家庭裁判所での修習も少しあり、三淵嘉子所長と懇談したことがあった。たまたま所長室にその夫である三淵乾太郎（元裁判官）先生もおられ、スウェーデンのミステリー作家のマイ・シュバルとペール・パールの共著の本を読むように勧められたことがあった。

刑事裁判で冒頭の場面で、裁判長が被告人に「おまえさん、どうしたん？」なんて声をかけるところを目撃して、びっくりするやら、裁判官の偉大さを知るやら。

当時の浦和地裁・家裁は一つの増築もない新築したばかりの裁判所で、その庁舎の中に弁護士会が間借りをしている状態で、まとまりのあるものであった。

検察庁でも同様、司法解剖の立ち会いの機会も全員に与えられ、徐々に法曹人として一人前になっていく感じをもった。

二回試験の打ち上げ

われわれ29期3クラスの有志は、二回試験が終わったのを記念に、国鉄山手線一周のウォーキングをした。全体で40キロの距離を歩いた。信号のあるところで止まって、また歩きだすということの負担の大きさを知った。最後のゴール近くの神田駅の高架下をフラフラになって、足が棒のようになった状況を思い出す。

修習のその後

私は、裁判官任官後4年で退官したが、弁護士に即独したとき、仕事をまわしてくれたのも同期同クラスのメンバーや浦和修習のメンバーだった。同期同クラスのメンバーが結婚することになりその仲人役を頼まれたりした。また大学法人の理事長職を推薦してくれたのも同一浦和修習のメンバーであった。

弁護士になった後に、大きな事件や小さな事件等を、助けたり助けられたりしたことは数多くあった。また、私が参議院議員に当選した後、辞職して衆議院に鞍替えして二度の選挙に立候補したが、いずれも落選して政治から引退したとき、その慰労海外旅行をやってくれたのも同期同クラスのメンバーだった。

弁護士としての成長のために

会員 石田 雅海

事務所に入って8か月が経過したが、手持ちの案件数も増え、書面の期限に追われることも多くなってきたところである。この8か月間を通して新人弁護士として感じてきたことは多くある。

まずは、何といっても法律相談の難しさである。

これまでは与えられた事実を法規範にあてはめ、評価をするということばかりをしてきた。そのため自らの聞き取りで相談の回答に必要な情報をうまく聞き出す能力が、まだ身につけていないことを実感する。

当初の打ち合わせに沿って事件を進めていると、実は以前とは状況が異なっており、現在の状況では当初の方針では進められないということがあった。最初の打ち合わせの際に聞き漏らしなく聞き取りをすることができるのが一番であると思う。しかし、相談者の認識している事実を事細かに聞くことは相談の時間に制約があることから難しい。

先輩弁護士からは自分も最初は聞き取りに長時間かかることがあったが、多くの相談を経験することで必要な情報を取捨選択する能力を身につけられたとのことであった。私もこれから数をこなし相談者に適切なアドバイスができるよう聞き取り能力を高めていきたいと思う。

また、先日、民事事件で当事者尋問を担当させてもらう機会があった。事前の打ち合わせを経て、台本を作成しリハーサルもしていた。しかし、当日私自身が緊張していることに加え依頼者も緊張しており、リハーサル通りに質問と回答がかみ合わないことが多々あった。最終的には先輩弁護士の

フォローもあり尋問を終えることができた。堂々と尋問を行う先輩弁護士の姿は自信にあふれており、今後自分の目指すべき目標として、この日の尋問は忘れがたいものとなった。

この尋問を経て感じたことは他にもあり、先に述べたように、当初作成していた台本通りの流れ通りにはいかなかった。依頼者は、尋問がうまくいかなかったのではないかと不安な様子であった。そこで、先輩弁護士は、尋問が終わり法廷を出てすかさず、「今日の尋問はばっちりでしたよ」と言葉をかけ、依頼者はこの言葉を聞き安心した顔になっていたのが印象的であった。私は自分の尋問での失敗が頭に残ってしまっており、依頼者に対してすぐに声かけをすることができなかった。この場面を通して弁護士に求められるのは、結果はもちろんであるがその過程で依頼者に安心感を与えることもその一つであることに気づくことができた。

さらに、違う場面であるが和解等で終結する事件を何度か見る機会があった。この場面で印象に残ったのは、和解が成立し法廷を出た後の依頼者のほっとした様子である。和解でありある程度の譲歩があるため和解の結果については完全な満足が得られたとは言えない。しかし、紛争それ自体がエネルギーを使うことでありその環境から抜け出せるということは依頼者にとって大きなメリットであるということを実感した一場面であった。これから数多くの紛争に携わっていくことになると思うが、早期に依頼者を紛争から解放し、依頼者に解放感を与えられるよう弁護士として日々研鑽していきたいと思う。

『最悪の予感 パンデミックとの戦い』

マイケル・ルイス 著 中山宥 訳 早川書房 2,310 円 (税込)

機能不全の組織，危機を解決するのは？

会員 木山 悠 (62 期)



本稿の依頼を受けて、映画にするか書籍にするか悩んだが、いずれにせよ当初頭に浮かんだ作品は、「マネー・ショート」（原題：The Big Short）だった。2008年9月以降の世界金融危機について、2年以上前に、これを予見したファンドマネージャーやトレーダーが主人公のノンフィクションの映画化である。

映画の原作の著者、マイケル・ルイスは、投資銀行でのトレーダー経験があるノンフィクション・ライターであり、映画化された作品も多い。その中でも、映画「マネー・ショート」はお勧めしたい作品であるが、すでに色々な映画評が出ていることもあり、悩んだ末、本稿では、映画ではなく同じ原作者の新作を扱うことにした。

著者は公衆衛生の専門家ではないが、「マネー・ショート」において金融システムの腐敗・墮落を描いたのと同様、本作では、アメリカの連邦政府における公務員の政治的任用（獵官制）の結果として前政権のデータや専門的知見の承継が断絶され、パンデミックの危機において連邦政府が機能不全となる様を浮き上がらせている。

ジョージ・W・ブッシュ政権からオバマ政権下で任用されていたホワイトハウスの感染症対策の専門官はトランプ政権下で職を解かれ、蓄積された専門的知見を生かすことができず、連邦政府の「疾病対策センター（CDC）」もトップが政治的任用のため政権の顔色を窺い、対策機関としてではなく調査研究機関に甘んじ、新型コロナウイルスへの対応は後手に回っていた。トランプ前大統領の元側近が、「過去15年間パンデミックについて考えてきた人たちが、誰ひとり表舞台に出てきません。トランプ政権の弱体化を図る“ディープ・ステート”の一味とみなされたのです」と指摘する通り、

ホワイトハウスは人材不足に陥っていた。

そこで前政権以前のホワイトハウスにいた元専門官らが、非公式のグループとして叢智を結集し、いち早くパンデミックの拡大状況を推計し、連邦政府ではなく州の担当者と連携をとって対策に動く。その時、鍵を握るカリフォルニア州の担当者が、本書のヒロインである州保健衛生局の局長補佐のチャリティー・ディーン医師である。組織の論理に与せず、パンデミックの阻止だけを目的に上司やCDCに直言し、周囲との対立を厭わず状況の正確な把握や対策を推し進め、ついに州だけではなく、国全体の計画書をまとめてホワイトハウスに提出する。その姿には、彼女が置かれたL6（トップから6つの階層「Layer」を隔てた現場を熟知している職員）の人間に、必要だが保つことが困難な矜持が見られる。

本作の中心的なテーマは、「どんな大きな組織でも、危機を解決するのは、おおよけに重要な地位を占める人物ではなく、組織ピラミッドのずっと下にいる無名の従事者であることが多い」との一文に現れている。それにもかかわらず政治の専横がそうした従事者の経験や成果を無視し、自ら国家的危機を招くことを鋭く描いているのだ。

私自身、内閣府で働いた経験があり、その頃、内閣人事局など政治による官僚への支配が進む只中にいた。そこで経験して感じた現場の従事者が時に声を上げることの重要性は、分野は違えども重なるところがある。本作は、日本において、パンデミックを克服するためにも公に重要な地位を占める人物に知ってもらいたい物語であると同時に、機能不全に陥った組織において声を上げるべき従事者の人々を勇気づける物語であり、ぜひ多くの方に読んでいただきたいと願う。



ねこ3匹とひと1人

会員 小南 あかり (65期)

わが家には3匹の猫がいる。

猫が最初にわが家に来たのは5年前。猫たちと暮らすことで私の生活は（良くも悪くも）大きく変わった。

猫たちと暮らすとどんな良いことがあるのか、この機会にその一部を紹介したい。

1 日の出とともに起床する (強制)

猫は夜行性というが、わが家の猫たちが夜中に大騒ぎするのは稀で、みんな私の生活に合わせてくれる。夜10時頃に布団に入ると、猫たちも私を取り囲むように枕元、足元に寄って来て就寝タイムに入る。そして、外が明るくなる日の出の時刻になると、1匹は雄叫びを上げながら私の身体の周りをぐるぐると周り、1匹は猫お得意の「ふみふみ」で私の喉をプッシュする。そうやって、冬は6時半頃、夏は4時半頃に起こしてくれる。もちろん二度寝は許してくれない。

2 毎日掃除・洗濯の習慣がつく (已む無く)

わが家の猫はみんな短毛種ではあるが、3匹いると落ちて猫毛の量は半端ない。料理を作るとなぜか必ず猫毛が入り込んでいっているほどである。猫を抱っこしない日はないし、私のベッドは猫たちのベッドでもあるので、部屋着も寝具も猫毛まみれである。そのため、毎日ルンバを起動させるし、洗濯も毎日必要である。おかげでわが家は大体いつも片付いている。

3 日々のストレス値がゼロになる (むしろ幸福値が上がり続ける)

主観であるが、猫は、私が知る限り最も愛らしい生き物である。顔、身体フォルム、鳴き声、性格、匂い、肉球、すべてが完璧で最高であり、眺めているだけで顔が緩み、ほっこりした気持ちになる。

私も仕事をしていると強いストレスを感じることが多々あるが、実は、翌日にストレスを持ち越したことがない。なぜなら、家に帰ると抱えていたストレスが消えるのである。まず、玄関のドアを開けると、猫たちがリビングのガラスドアに張り付いて私を見ている。これ

で、感じていたストレスの4分の1は消える。ソファに座ってテレビを見ていると、遊んで欲しいのか前足で私の腕をつんつんしてくる。これで、さらにストレスの4分の1が消える。その後、モフモフのお腹に顔をうずめたり、インスタ用の写真を撮ったりしていると、気が付いた頃には感じていたストレスはゼロになっている。正確には、ストレスを感じたことをすっかり忘れていたのである。そして最後に、一緒にベッドで幸せを感じながら眠りにつき、翌朝の日の出頃には気持ちよく起こされることができるのである。また、出先で急なストレスを感じたときや、疲れて仕事に集中できないときは、スマホの中に入った猫たちの写真が私の心身の状態を回復してくれることもある。私にとって最高の癒し効果を与えてくれる生き物である。

猫との暮らしをほんの一部紹介したが、もちろん良いことだけでなく、大変なことも沢山ある。ひとつ紹介すると、わが家の猫の1匹は、ふわふわしたものに粗相をする癖があるので、現在わが家に布団はない。枕もクッションも頻繁に買い替えている。ただ、そんなことは些細な面倒事に過ぎないと思わせるほど、猫は愛らしく、私にとって特別な生き物である。

猫なしの生活はもはや考えられない。これからも猫たちとの幸せな生活が続くことを願う。



憲法第53条後段に基づき、速やかな臨時国会の召集を強く求める会長声明

2021年7月16日、憲法第53条後段の規定に基づく、衆議院議員136人の賛同議員の名簿を添えた臨時国会の召集決定を求める要求書が衆議院議長を経て内閣に提出された。加藤勝信内閣官房長官は9月1日の記者会見で、臨時国会召集の可能性を否定しなかったものの、「召集時期については（憲法で）触れられておらず、内閣に委ねられている」と述べた。現状では、自民党総裁選が9月17日から9月29日の間に行われ、衆議院議員の任期満了が10月21日となっているところ、臨時国会は召集されないか、されずとも内閣総理大臣指名か解散のための形式的召集に留まる見通しであると報道されている。

憲法第53条後段は、臨時国会について「いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」と定める。召集の具体的な期限及びその会期は明文で定められていないが、国会の会期について立法府の少数派の意思を尊重し、立法府による行政監視機能を全うさせる同条後段の趣旨に照らせば、内閣には、臨時国会を合理的期間内に召集する義務があるといえ、これを徒過して召集を遅延することは憲法違反となる。

2020年6月10日の那覇地裁判決は「憲法第53条後段に基づく内閣の臨時会の召集については…単なる政治的義務と解されるものではなく、憲法上明文をもって規定された法的義務と考えられる。」「…召集の要求がされてから合理的期間内に臨時会を召集する義務があると解される」として、合理的期間内での召集が内閣の法的義務であると認め、また、2021年

4月13日の岡山地裁判決も、憲法第53条後段に基づく召集要求がされた後、内閣には「召集手続等を行うために通例必要な合理的期間内に臨時会を召集する法的義務があるものと考えられる。」と同旨の判示をしている。

衆議院解散の場合、選挙の日から30日以内（憲法第54条第1項）、衆議院議員の任期満了や参議院の通常選挙の場合も、その任期満了あるいは任期が始まる日から30日以内（国会法第2条の3）での国会召集が定められ、選挙によって議員が入れ替わる場合でも30日以内の召集が義務づけられている。しかし、憲法第53条後段に基づく召集の要求がなされた日から既に50日以上を経過したにもかかわらず、現内閣は未だに臨時国会を召集していない。明らかに合理的期間を徒過しており、憲法違反であるといわざるを得ない。

臨時国会を召集しないことは、内閣に対する国会の監視機能を損ない、憲法の定める三権分立に違反するものである。安倍内閣においても2015年、2017年に同様の事態が起きており、このような事態の常態化により憲法規範の空洞化が進むことは、立憲主義の見地からも到底看過することはできない。

よって、当会は、内閣に対し、速やかに臨時国会を召集するよう強く求める。また、国会に対し、今後、国会法等関係法を改正し、臨時国会召集の具体的な期限等を定める規定を置くことを求める。

2021(令和3)年9月9日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏

出入国在留管理庁による弁護士から援助を受ける権利に対する侵害及び弁護士業務への妨害に抗議する会長声明

2021年3月6日の名古屋入管収容場で発生したスリランカ国籍ウィシュマ・サンダマリさん（当時33歳）の死亡事件につき、本年9月10日、遺族ら代理人である、当会所属の弁護士らを通じた申入れにより、収容場内の状況を撮影したビデオ映像の開示を遺族らが受けることとなった。

しかし当日、出入国在留管理庁（以下、「入管庁」という。）は、事前の申入れにもかかわらず、遺族らに同行した弁護士らの同席を拒否した。

当会は、2021年5月17日付会長声明において、本死亡事件の真相解明が入管法改正法案審議のために不可欠であるにもかかわらず、その解明を頑なに回避しようとする政府の審議態度を理由に、同法案の廃案を求めた。今回の入管庁の対応は、本死亡事件の真相解明を忌避する政府の態度を改めて浮き彫りにしたものといわざるを得ない。

特に今回のビデオ開示は、遺族らの弁護士を通じた申入れに応じて実施されたものであり、弁護士のビデオ開示への同席は本死亡事件の法的責任を政府に問うための事実調査及び交渉の一環として位置付けられ、弁護士法第3条第1項の定める

「法律事務」に該当する。

この点、国連の「弁護士の役割に関する基本原則」は、第1項において、すべて人は、自己の権利を保護、確立するために自ら選任した弁護士の援助を受ける権利を有すると定める。また、同原則第16項(a)は、政府は、弁護士が、脅迫、妨害、嫌がらせ、あるいは不適切な干渉を受けることなく、その専門的職務を全て果たしうることを確保すると定めている。

上記同席拒否は、真相解明の忌避だけでなく、弁護士の援助を受ける遺族らの権利を侵害するとともに、弁護士の職務自体に対する妨害ないし不適切な干渉でもある。

当会は、今回の入管庁による代理人弁護士らの同席拒否等に対して強く抗議するとともに、政府に対し、弁護士法と国連の基本原則に則り、速やかに弁護士同席の下で遺族らにビデオ開示を実施し、さらに事案の真相解明のために必要な全ての方策を実施するよう求める。

2021(令和3)年9月21日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏